

2017年10月

ClassNK

[日本語]

GOOD MAINTENANCE ON BOARD SHIPS

**Maintenance Checklist
for the Master**

序文

1994年6月に“Good Maintenance On Board Ships”初版を出版、その後改訂し、船舶の保守管理基準向上のため、多くのアイデアやコメントが船主殿及び関連団体から寄せられてきました。

それらのアイデア、コメント及び本会の拘留船データを踏まえ、2017年版発行となりました。

船長は適切な船舶の保守管理を実施し、常に船舶を安全で航海に適した状態に保つことを要求されます。

この冊子が船長だけではなく船主殿にとっても、有益なものになることを切に望みます。この冊子の更なる改善についてコメント、質問やアドバイスがあれば検査部 (E-mail: svd@classnk.or.jp)までお寄せ下さい。

- | | |
|------------------|-------------------|
| 1. “チェックリスト I” | : 日常保守 |
| 2. “チェックリスト II” | : PSC 検査による一般的な欠陥 |
| 3. “チェックリスト III” | : 安全管理システム |
| 4. “チェックリスト IV” | : ISPS 関連 |
| 5. “チェックリスト V” | : MLC, 2006 関連 |
| 6. “付録 ” | : 典型的な不具合例の写真 |

目次

船長へのアドバイス	3
チェックリストの略号	4
1. チェックリスト I (日常保守)	
1) 証書及び図書	6
2) 航海用刊行物及び国際条約	15
3) 航海日誌の記録	16
4) 安全一般	17
5) 試験及び操練	19
6) 航海機器 / 安全航海	21
7) 救命設備	25
8) 消防設備	29
9) 無線設備	34
10) 満載喫水線	36
11) 船体構造及び甲板上配管	39
12) 機関室機器	40
13) 電気機器	42
14) 係留設備	43
15) 海洋汚染	44
16) 揚荷設備	46
17) 居住設備	47
2. チェックリスト II (Port State Control チェックリスト)	48
PSC 検査による一般的な欠陥についてのチェックリスト	
3. チェックリスト III (安全管理システム)	54
4. チェックリスト IV (ISPS 関連)	56
5. チェックリスト V (MLC, 2006 関連)	58
6. 付録 (典型的な不具合事例の写真)	62

船長へのアドバイス

貨物船の船長は以下項目に留意して、本チェックリストを効果的に利用して下さい。

1. 船長は”チェックリスト I “に従って定期的に船舶の状態を確認して下さい（例えば、船舶の運航状態により毎月もしくは数か月に 1 回、ただし少なくとも 3 か月に 1 回）。
2. 上記 1.に加え、船長は“チェックリスト II”（PSC 検査による一般的な欠陥についてのチェックリスト）に従って船舶の状態を定期的に確認して下さい。
3. 船舶が ISM コード、ISPS コード、MLC, 2006 適用船の場合、船長は“チェックリスト III、IV 及び V”に従って、上記 1. と同様の間隔で各システムを確認して下さい。
4. エンジン始動含むライフボート進水、非常用消火ポンプ、その他安全、衛生及び環境保護のための非常用機器の操作手順について、定期的な乗組員訓練及び本船上で実施される操練を通じて、船長と乗組員は十分に理解する必要があります。更に船長と従事者は主機、操舵機及びその他重要機器に加え、油水分離機、15ppm 警報装置、油排出監視制御装置、MARPOL 条約関連機器の操作にも熟知することが要求されます。
5. 乗組員が多国籍に渡る場合、乗組員間で円滑なコミュニケーションを図る措置が取られなければなりません。
6. 航海中に欠陥が見つかった場合、船長は是正もしくは遅延なく適切な措置を取る必要があります。
7. PSC により本船の欠陥を指摘された場合、船長は Port State Authority から欠陥のレポートコピーを受け取ります。拘留原因となった欠陥解決を円滑に進めるため、本会の検査支部・事務所は常に検査に立ち会う準備をしていますので、必要な場合、最寄りの検査支部／事務所にご連絡下さい。

チェックリストの略号

SS	定期検査
IS	中間検査
AS	年次検査
MAS	強制年次検査
HSSC	検査と証書の調和システム
DOC	適合書類
SOC	適合宣言書
ATS	年次詳細検査
COW	原油洗浄装置
ODM	油排出監視制御装置
GMDSS	Global Maritime Distress and Safety System (海上における遭難及び安全に関する世界的な制度)
ECDIS	電子海図情報表示装置
BNWAS	船橋航海当直警報装置
DSC	デジタル選択呼出
EGC	高機能グループ呼出 (インマルサット)
GOC	GMDSS を運用するための資格
COLREG	1972 年の海上における衝突の予防のための国際規則に関する条約 (COLREG 72)
ILO	国際労働機関
PLI	定期的満載喫水線検査
IMDG	国際海上危険物コード
IMSBC	国際海上個体ばら積み貨物コード
BWMC	バラスト水管理条約
ITU	国際電気通信連合- 無線通信規則
ISM	国際安全管理コード (SOLAS IX/1)
ISPS	船舶と港湾施設の保安のための国際コード (SOLAS XI-2)
MARPOL	1973 年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する 1978 年の議定書 (MARPOL 73/87)
MLC,2006	2006 年の海上の労働に関する条約
STCW	船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約
MSB	主配電盤
ESB	非常配電盤
N.A.	該当せず・非適用
P & A	方法及び設備の手引書 (Procedures and Arrangements Manual)
VOCs	揮発性有機化合物
REC	(一級及び二級) 海上通信士資格
NS	新船 (定義上現存船にならない船舶)
ES	現存船 81 ES : 1984 年 9 月 1 日より前に建造した現存船 (81 改正)

- 81 NS : 1984 年 9 月 1 日以降に建造した新船 (81 改正)
- 83 ES : 1986 年 7 月 1 日より前に建造した現存船 (83 改正)
- 83 NS : 1986 年 7 月 1 日以降に建造した新船 (83 改正)
- 88 ES : 1992 年 2 月 1 日より前に建造した現存船 (88 改正)
- 88 NS : 1992 年 2 月 1 日以降に建造した新船 (88 改正)
- 00 ES : 2002 年 7 月 1 日より前に建造した現存船 (00 改正)
- 00 NS : 2002 年 7 月 1 日以降に建造した新船 (00 改正)
- 02 ES : 2004 年 7 月 1 日より前に建造した現存船 (02 改正)
- 02 NS : 2004 年 7 月 1 日以降に建造した新船 (02 改正)
- 04 ES : 2006 年 7 月 1 日より前に建造した現存船 (04 改正)
- 04 NS : 2006 年 7 月 1 日以降に建造した新船 (04 改正)
- 08 ES : 2010 年 7 月 1 日より前に建造した現存船 (08 改正)
- 08 NS : 2010 年 7 月 1 日以降に建造した新船 (08 改正)
- 09 ES : 2011 年 7 月 1 日より前に建造した現存船 (09 改正)
- 09 NS : 2011 年 7 月 1 日以降に建造した新船 (09 改正)

チェックリスト I

(日常保守)

Table 1. 証書及び図書

1. 一般

項目	発行日	有効期限	前回の裏書日	備考
国籍証書				
無線局証書				
船級証書			AS	
			IS	

2. 条約証書 (HSSC)

項目	発行日	有効期限		前回の裏書日	備考
		短期証書	本証書		
満載喫水線条約証書					
安全構造証書					特に単独で水中検査をした際の裏書き
安全設備証書					
安全無線証書					
国際油汚染防止証書					
国際汚水汚染防止証書				N.A.	MARPOL Annex IV
国際大気汚染防止証書					MARPOL Annex VI
国際大気汚染防止原動機証書					2000年1月1日以降建造の船舶に設置される出力が130kWを超える各ディーゼルエンジン
国際エネルギー効率証書		N.A.	N.A.	N.A.	
国際バラスト水管理証書 または (SOC)					2017年9月7日より発行

Good Maintenance On Board Ships

項目	発行日	有効期限		前回の裏書日	備考
		短期証書	本証書		
国際液体化学薬品ばら積み船適合証書					ケミカルタンカー
国際液化ガスばら積み船適合証書					液化ガスばら積貨物船
国際有害液体物質ばら積み適合証書					有害液体物質を運送する船舶 (NLS タンカー)
極海域航行船証書		N.A.	N.A.		極海を航行する船舶
トン数証書		N.A.	N.A.	N.A.	
安全管理証書(SMC)				中間審査	
適合書類(DOC)の写し				年次審査	
国際船舶保安証書					
海上労働証書 (MLC) または (SOC)				中間検査及び 臨時検査実施日	MLC,2006 Reg.5.1.3.3, Standard A5.1.3.1, 5.1.3.10
DMLC Part I					同上
DMLC Part II				中間検査及び 臨時検査実施日	同上
居住衛生設備証書					ベリーズ、リベリア、 パナマ、シンガポール 籍船
危険物運送船適合証書				N.A.	81NS~00ES : SOLAS 74/88 II-2/54 に適合 00NS : SOLAS 74/00 II-2/19 に適合
IMSBC コード適合鑑定書					IMSBC Code
国際防汚方法証書		N.A.	N.A.		裏書きのみ発行（初回 及び船名、国籍等変更 時を除く）
免除証書				N.A.	適用される場合

3. その他の証書

項目	発行日	有効期限	備考
安全配員証書			SOLAS 74/00 V/14

4. STCW 条約で要求される証書(*1)

全船

項目	主管庁による 裏書	発行日	有効期限	要件
資格証明書				
船長 & 一等航海士 (≥500GT)	Yes			II/2
甲板部の士官	Yes			II/1
機関長 & 一等機関士 (2/E) (≥3000kW)	Yes			III/2
機関部の士官	Yes			III/1
GMDSS 無線通信士	Yes			IV/2
技能証明書				
航海当直部員	No			II/4
機関当直部員	No			III/4
全乗組員の基本訓練	No			VI/1
救命艇、救命いかだ、救助艇、 高速救助艇	No			VI/2
上級消火訓練	No			VI/3
応急医療と診療	No			VI/4
船舶保安職員 (SSO)	No			VI/5
全乗組員の保安認識訓練	No			VI/6-1
保安業務を指定された乗組員の保安訓練	No			VI/6-4
全乗組員の健康証明書				I/9

*1: 旗国特別要件を確認すること。

オイルタンカー、ケミカルタンカー及びガスキャリア

項目	裏書	発行日	有効期限	要件
技能証明書				
船長、一等航海士、 機関長及び一等機 関士 (2/E) タンカー上級訓練	オイルタンカー	Yes		V/1-1 Para 4
	ケミカルタンカー	Yes		V/1-1 Para 6
	ガスキャリア	Yes		V/1-2 Para 4
士官及び部員 タンカー基本訓練	オイル/ケミ カルタンカー	Yes (士官) No (部員)		V/1-1 Para 2
	ガスキャリア	Yes(士官) No (部員)		V/1-2 Para 2

5. 図書及び手引書 全船

項目	承認機関	言語	乗組員の理解	備考
復原性資料				ILLC, II, 10 (1)
ローディングマニュアル				- 1998年7月1日以降に建造契約した Lf \geq 65m以上の船舶 - 1998年7月1日より前に建造契約した Lf \geq 100m以上の船舶 ILLC, II, 10 (2)
貨物の積載、積卸し及び積付け冊子(固体ばら積み貨物)				固体ばら積み貨物の積載船舶 SOLAS 74/00 VI/7-2
油汚染防止緊急措置手引書(SOPEP)				又は SMPEP
汚水排出速度表				貯留タンクの汚水を、承認された汚水処理プラントを通さずに排出する船舶
原動機取扱手引書(NOx テクニカルファイル)				
曳航及び係留設備配置図				2007年1月以降に建造した 500GT以上の全ての貨物船 SOLAS 74/05 Reg.II-1/3-8
非常用曳航手順書	要求されない			500GT以上の全ての貨物船 SOLAS 74 Reg.II-1/3-4
損傷制御図(損傷制御資料含む)				- 1992年2月1日以降に建造した乾貨物船 SOLAS 74/88 Reg. II-1/23-1 - 2009年1月1日以降に建造した全ての貨物船 SOLAS 74/05 Reg. II-1/19
損傷時復原性資料				2009年1月1日以降に建造した、500GT以上、Lf 80m以上の全ての貨物船(タンカー、ガスキャリア、ケミカルタンカー、B-60/B-100 乾舷を有するバルクキャリアを除く)

Good Maintenance On Board Ships

項目	承認機関	言語	乗組員の理解	備考
海水バラストタンク等に対する塗装テクニカルファイル				- 2006年12月8日以降に建造契約が結ばれたCSR適用船舶 - 2008年1月1日以降に建造契約が結ばれた船舶 - 建造契約がない場合には2009年1月1日以降に起工された船舶 - 2012年7月1日以降に引渡しされた船舶
原油の輸送に従事する油タンカーの貨物油タンクに対する塗装、もしくは耐食鋼等による防食措置についてのテクニカルファイル (載貨重量5000トン以上)				- 2013年1月1日以降に建造契約が結ばれた船舶 - 建造契約がない場合には2013年1月1日以降に起工された船舶 - 2016年1月1日以降に引渡しされた船舶
二酸化炭素放出抑制航行手引書 (SEEMP)	日本籍を除き、要求されない			- 新船の場合は登録検査時 - 現存船の場合は2013年1月1日以降最初のIAPP証書中間検査又は更新検査時*1
<p>*1 「新船」とは、次のいずれかの条件に該当する船舶をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 2013年1月1日以降に建造契約が結ばれる船舶 - 建造契約がない場合には2013年7月1日以降に起工される船舶 - 2015年7月1日以降に引き渡しされる船舶 <p>「現存船」とは、新船ではない船舶をいう。</p>				
有害水バラスト汚染防止措置手引書				- D-1 規則を適用する船舶 - D-1 及び D-2 規則を適用する船舶
極海域運航手順書	日本籍を除き、要求されない			極海を航行する船舶
DMLC Part II で参照している関連するマニュアル				MLC, 2006
苦情処理手続きの写し				MLC, 2006
送還に関する国内法令の写し				MLC, 2006

項目	適切な記録	備考
油記録簿第1部、2部		(参考)MEPC.1/Circ.736
航海日誌		SOLAS 74 II, III, V
廃物管理計画		Reg. MARPOL Annex V/10
廃物記録		Reg. MARPOL Annex V/10
履歴記録 (CSR)		SOLAS 74/00 XI/5
エンジンパラメータ記録簿		

項目	発行機関	検査機関	前回の裏書日	備考
揚貨設備検査記録簿				

オイルタンカー

項目	承認機関	言語	乗組員の理解	備考
損傷時復原性に関する資料				
復原性計算機承認証明書 (Document of approval)				- 2016年1月1日以降に 建造した船舶の場合、 登録検査時 - 2016年1月1日より前 に建造した船舶の場 合、2016年1月1日以 降最初のIOPP証書更新 検査時（但し、2021年 1月1日を超えない日ま で） MARPOL I 改正
油排出監視制御装置の操作手引 書 (ODM Manual)				MARPOL I/31
COW 操作及び設備の手引書 (COW Manual)				適用される場合
揮発性物質放出防止措置手引書				MARPOL VI/15
非常用曳航設備に関するオペレ ーションマニュアル (ETA)	要求されない			20,000 DWT 以上の船舶 SOLAS 74/88 II-1/3-4
船舶間貨物油積替作業手引書				積替作業に従事する 150GT 以上の船舶 MARPOL I/41
点検設備に関する手引書				2006年1月1日以降に建 造した、500GT 以上の船 舶 SOLAS II-1/3-6

バルクキャリア

項目	承認機関	言語	乗組員の理解	備考
点検設備に関する手引書				2006年1月1日以降に 建造した、500GT 以上 の船舶 SOLAS II-1/3-6

ケミカルタンカー

項目	承認機関	言語	乗組員の理解	備考
損傷時復原性に関する資料				
ケミカルオペレーションマニユ アル				

Good Maintenance On Board Ships

項目	承認機関	言語	乗組員の理解	備考
P & A マニュアル				MARPOL II/14
復原性計算機承認証明書 (Document of approval)				- 2016年1月1日以降に 建造した船舶の場合、 登録検査時 - 2016年1月1日より前 に建造した船舶の場 合、2016年1月1日以 降最初のケミカル証書 更新検査時(但し、2021 年1月1日を超えない 日まで) IBC Code/BCH Code 改正
非常用曳航設備に関するオペレ ーションマニュアル (ETA)	要求されない			20,000 DWT 以上の船舶 SOLAS 74/88 II-1/3-4
点検設備に関する手引書				2006年1月1日以降に建 造した、500GT 以上の船 舶 SOLAS II-1/3-6

項目	適切な記録	備考
貨物記録簿		MARPOL II/15

NLS タンカー

項目	承認機関	言語	乗組員の理解	備考
有害液体汚染防止緊急措置手引 書 (SMPEP)				MARPOL II/17
P & A マニュアル				MARPOL II/14

液化ガスばら積貨物船

項目	承認機関	言語	乗組員の理解	備考
ガスオペレーションマニュアル				
損傷時復原性に関する資料				

Good Maintenance On Board Ships

項目	承認機関	言語	乗組員の理解	備考
復原性計算機承認証明書 (Document of Approval)				- 2016年7月1日以降に建造した船舶の場合、登録検査時 - 1986年7月1日より前に建造した船舶の場合、2016年1月1日以降最初のガス証書更新検査時（但し、2021年1月1日を超えない日まで） - 上記以外の船舶の場合、2016年7月1日以降最初のガス証書更新検査時（但し、2021年7月1日を超えない日まで） IGC/GC Code, EGC Code 改正
最大許容充填限度一覧表				
非常用曳航設備に関するオペレーションマニュアル (ETA)				20,000 DWT 以上の船舶 SOLAS 74/88 II-1/3-4
P & A マニュアル				MARPOL II の適用を受ける貨物を積載する船舶 MARPOL II/14

ばら積み穀類積載船

項目	発行機関	有効期限	備考
穀類積載用証書			SOLAS 74/91 VI/8-9

項目	承認機関	言語	乗組員の理解	備考
穀類積載図書				SOLAS 74/91 VI/8-9

その他必要図書

項目	確認	備考
油排出監視制御装置 (ODM) の記録		オイルタンカー
貨物固縛マニュアル		SOLAS 74/88 Reg.VI/5 and VII/5
穀類以外のばら積み貨物		SOLAS 74/88 Reg.VI/6-7
過去の PSC 検査レポート		
積付計算機		L \geq 150m のバルクキャリア: ハルガーダーのせん断力及び曲げモーメントに関する情報を提供する SOLAS 74/00 Reg. XII/11.1 & 2

Good Maintenance On Board Ships

項目	確認	備考
		L<150m の 04NS バルクキャリア: 非損傷時復原性に関する情報を提供する SOLAS 74/00 Reg. XII/11.3
救命筏の整備記録		
EPIRB の整備記録		
救命艇及び救助艇の整備記録		
救命艇、救助艇及び救命筏進水装置の整備記録		
AIS の整備記録		
VDR/S-VDR の整備記録		
長距離識別追跡装置 (LRIT) コンFORMANCEテストレポート		SOLAS V/19-1
消火設備の整備記録 CO2 ガスシリンダー、泡消火剤等)		
ハッチカバーの保守計画及び記録		バルクキャリア Reg. SOLAS XII/7
15ppm ビルジ警報の記録データ		最低 18 か月ごと MEPC.107(49) 適用機器の場合
15ppm ビルジ警報の校正記録		5 年 (更新検査)ごと又は製造者が指定する期間のうちいずれか早い方の期間を超えない間隔 MEPC.107(49) 適用機器の場合
ESP Documents (ESP ファイル、板厚計測記録)		- SOLAS IX/1.6 で定義される ESP バルクキャリア - ESP 付記のセルフアンローダー船 - 油タンカー - ケミカル・タンカー (一体型タンクを有するもの)
海上漂流者回収に関する計画及び手順書		- 2014 年 7 月 1 日以降に建造した新船は、登録検査時 - 2014 年 7 月 1 日より前に建造した現存船は、同日以降最初の間または更新検査のいずれか早い方
騒音計測記録書		- 2014 年 7 月 1 日以後に、建造契約が結ばれる船舶 - 建造契約が存在しない場合には、2015 年 1 月 1 日以後に、建造開始段階にある船舶 - 2018 年 7 月 1 日以後に引き渡しが行われる船舶
水バラスト記録簿(BWMP)		最後の記録をした日の後、少なくとも 2 年間船内に保存し、その後少なくとも 3 年間は船舶管理会社等で管理する。
有害水バラスト処理設備計測装置の校正証明書		

Table 2. 航海用刊行物及び国際条約

項目	確認点	合格/不合格	備考	要件
海図	最新版（適切に改補された）でコピーや偽造海図ではないか			SOLAS 74/88 Reg. V/20, 21 SOLAS 74/00 Reg. V/21, 27 MLC,2006 Standard A5.1.1.2
	航行区域に対応しているか			
水路誌	更新されているか（最新版）			
灯台表	更新されているか（最新版）			
水路通報	更新されているか（最新版）			
潮汐表	更新されているか（最新版）			
国際信号コード	更新されているか（最新版）			
国際航空海上捜索救助マニュアル (IAMSAR Vol. III)	更新されているか（最新版）			
国際条約 SOLAS COLREG MARPOL ILLC STCW MLC,2006	本船上に備えてあるか			
船籍国の海事法	本船上に備えてあるか			

その他必要な刊行物(*1)

項目		備考
医療書		MLC,2006

*1: 旗国政府が本船上の保持を要求する刊行物を確認すること（例：Panama MMC-107, -108, -215 参照）。

Table 3. 航海日誌の記録

項目	確認点	合格/不合格	備考	要件
操舵機試験と操練	航海日誌に日付と詳細が記録されているか		Table 5 参照	SOLAS 74/88 Reg. V/19-2 SOLAS 74/00 Reg. V/26
船体放棄操練	航海日誌に日付と詳細が記録されているか		Table 5 参照	SOLAS 74/88 Reg. III/19. 5
防火操練	航海日誌に日付と詳細が記録されているか		Table 5 参照	SOLAS 74/88 Reg. III/19. 5
その他救命設備の 操練及び船上訓練	航海日誌に日付と詳細が記録されているか		Table 5 参照	SOLAS 74/88 Reg. III/19. 5
閉囲区域への立入及 び救助に関する操練	航海日誌に日付と詳細が記録されているか		Table 5 参照	SOLAS 74/88 Reg. III/19. 5
船上訓練及び指示	航海日誌に日付と詳細が記録されているか		Table 5 参照	SOLAS 74/88 Reg. III/19. 5
週ごとの救命用の端 艇及び筏、救助艇等の 点検	航海日誌に日付と詳細が記録されているか		Table 5 参照	SOLAS 74/88 Reg. III/20. 6
月ごとの救命設備及 び救命艇艙装品の点 検	航海日誌に日付と詳細が記録されているか		Table 5 参照	SOLAS 74/88 Reg. III/20. 7
使用言語	安全に関する項目について、乗組員の効果的な任務遂行がされているか			SOLAS 74/00 Reg. V/14

Table 4. 安全一般

項目	確認点	合格/不合格	備考	要件
火災制御図	居住区域に恒久的に掲示してあるか			SOLAS 74/00 Reg. II-2/15
	居住区域出入口外側の水密容器に入れて、恒久的に備えてあるか（両舷）			
	乗組員が理解できる言語か			
	最新の状態か			
非常配置表	操舵室、機関室と居住区域に掲示しているか			SOLAS 74/88 Reg. III/8, 37
	Reg.III/37 に従った任務が記してあるか			
	乗組員が理解できる言語か			
訓練手引書	SOLAS 74/00 Reg.III/35、II-2/15 に適合する手引書が各船員食堂と娯楽室、又は各船員居室に備えてあるか			SOLAS 74/88 Reg. III/35 SOLAS 74/00 Reg. II-2/15
	乗組員が理解できる言語か			
	記載内容は本船の配置/備品と一致しているか			
船上における保守のための手引書	Reg.III/36 で示される全項目を含む手引書を備えてあるか			SOLAS 74/88 Reg. III/36
	乗組員が理解できる言語か			
ポスター又は標識	救命艇、救命筏、救助艇と進水制御装置の近くに標示しているか			SOLAS 74/88 Reg. III/9
	IMO Res.A760(18)に従った表像を使用しているか			
積付け位置の標示	救命設備の位置を示しているか			SOLAS 74/88 Reg. III/20.10
	IMO Res.A760(18)に従った表像を使用しているか			
水先人用はしご	サイドロープ、ゴム製ステップ、木製ステップは正常な状態か			SOLAS 74/88 Reg. V/17 SOLAS 74/00 Reg. V/23
	適切なハンドホールドがあるか			
火災安全操作ブックレット	Reg. II-2/16 に適合するブックレットを各船員食堂と娯楽室、又は各船員居室に備えているか			SOLAS 74/00 Reg.II-2/16
	使用言語で記載されているか			
	記載内容は本船の配置/備品と一致しているか			

Good Maintenance On Board Ships

項目	確認点	合格/不合格	備考	要件
保守計画書	Reg.II-2/14 に適合する計画書を本船上に備えているか			SOLAS 74/00 Reg.II-2/14
	記載内容は本船の配置/備品と一致しているか			
船側はしご及び ギヤングウェイ	ステップ、プラットフォーム、全ての支持部、 標示等は正常な状態か			SOLAS 74 Reg.II-1/3-9 MSC.1/Circ. 1331
	5年(更新検査)ごとの荷重試験は実施している か	試験日 _____		
	許容最大及び最少傾斜角度、設計荷重及び下端 プレートの最大荷重等を含む使用・荷重に関する 制限について、ギヤングウェイ/船側はしごの 両端プレートへ明確に表示されているか			
	全ての検査、保守作業及び修理に関する記録を 備えているか			
	乗降場所の照明装置は正常な状態か			
	自己点火灯を備える救命浮環と投げ索はあるか			
可搬式酸素/可燃 性蒸気濃度計	正常な状態か		タンカー	SOLAS 74 Reg. II-4/4.5.7
可搬式ガス検知器	メーカーインストラクションに従って較正され ているか		閉囲区域立ち 入り用	SOLAS XI-1 Reg. 7 MSC.1/Circ. 1561
防爆型可搬式ガス 検知器			自動車運搬船	SOLAS II-2/ Reg.20.3.1.2 Reg.20-1.5

Table 5. 試験及び操練

項目	確認点	合格/不合格	備考	要件
操舵室と機関室及び操舵室と操舵機室との間の通信装置	各室間の試験			SOLAS 74/88 Reg. II -1/29.10, 37, V/12(f), SOLAS 74/00 Reg.V/19.2.1.9
非常用発電機	自動始動装置含む定期的な作動試験			SOLAS 74/88 Reg. II -1/43-44
	FO タンクのレベル確認			
	FO タンクの緊急遮断弁試験 (ある場合)			
	第二の電源 (蓄電池等) 含む始動装置の状態			
	乗組員による操作は容易か			
各主消火ポンプ、非常用消火ポンプの操作による射水試験	主消火ポンプ、非常用消火ポンプの作動試験			SOLAS 74/88 Reg. II -2/4 SOLAS 74/00 Reg. II -2/10
	十分な吐出圧力 6000 GT 以上 : 0.27 N/mm ² 6000 GT 未満 : 0.25 N/mm ²		射程距離が 12m 以上	
	遮断弁は操作可能か			
	消火管から漏れがないか			
	非常用消火ポンプ機関用 FO タンクのレベル確認			
	乗組員による作動の容易さ			
操舵装置 (出港前 12 時間以内)	主及び補助操舵装置の作動 (最大舵角の作動)			SOLAS 74/88 Reg. V/19-2 SOLAS 74/00 Reg. V/26
	遠隔制御装置			
	非常動力源			
	実際の舵の位置を示す舵角指示器			
	警報装置の試験			
	自動切離し装置 (ある場合)			
	操舵装置とその連結装置の目視検査			
	船橋及び操舵機室に線図を付した操作説明書があるか			
ラムシリンダーからの油漏れがないか				
非常操舵操練 (3 か月ごと)	非常操舵手順の演習 (直接制御、通信、代替動力源の操作を含む)			

項目	確認点	合格/不合格	備考	要件
船体放棄操練 (毎月及び総乗組員の 25%を超える数が前 月の操練に参加して いない場合、出航後 24 時間以内)	非常配置表に従った、非常警報による乗組員の集合場所への招集			
	非常配置表に示された任務の点検			
	乗組員がライフジャケットを適切に着用出来る			
	最低一艇の降下 (連続する操練では、異なるボートを降下させる)			
	エンジンの始動と操作			
	非常用照明試験			
	各ボートは3か月に一度、任命された乗組員により進水及び運転される		自由降下進水式の場合、Reg. III/19.3.3.4 of SOLAS 74/00 に従った操練を実施	
防火操練 (毎月及び総乗組員の 25%を超える数が前 月の操練に参加して いない場合、出航後 24 時間以内)	非常配置表に従った、乗組員の集合場所への招集			SOLAS 74/88 Reg. III/19
	主及び非常用消火ポンプを始動し、二条の射水試験			
	乗組員の試着含む、消防員装具、その他個人用装具の点検			
	通信装置の点検			
	防火戸、水密戸、防火ダンパー、通風装置の主吸排気口の作動点検			
	F.O.タンクの遮断弁作動、ファンの非常停止			
閉囲区域への立入及び救助に関する操練 (2 か月ごと)	個人用装具の使用、装置の点検			
	通信装置・手順書の使用、装置の点検			
	可搬式ガス検知器の使用、機器の点検			
	救助装置・手順書の使用、装置の点検			
	応急手当・心肺蘇生技術の指導			
週ごとの点検	全ての救命艇、筏、救助艇、進水装置の目視検査			SOLAS 74/88 Reg. III/20. 6
	救命艇、救助艇の全ての機関は前後進で3分間運転させる			
	救命艇（自由降下式を除く）を積み付け位置から移動させる			
	一般非常警報試験			
月ごとの点検	Reg. III/20.7.で要求されるチェックリストを用いて、救命設備と救命艇艙装品の検査を実施する			SOLAS 74/88 Reg. III/20. 7
SOPEP/SMPEP 操練	定期的実施されるべき SOPEP/SMPEP を網羅する操練に関係者が参加する			SOPEP SMPEP

Table 6. 航海機器 / 安全航海

項目	確認点	合格/不合格	備考	要件
磁気コンパス	主操舵場所において操舵手が明瞭に読み取れるか			SOLAS 74/88 Reg. V/12 (b) SOLAS 74/00 Reg. V/19.2.1
	標準コンパス位置と主操舵場所間の通信			
	コンパス内に泡がないか			
	有効な残留偏差表/曲線があるか			
	ベアリング装置が備えてあるか			
	予備の磁気コンパス（または針路ジャイロリピーター）が備えてあるか			
ジャイロコンパス	主操舵場所において操舵手が明瞭に読み取れるか			SOLAS 74/88 Reg. V/12 (d) SOLAS 74/00 Reg. V/19.2.1 and 2.5.1
	主ジャイロとベアリング装置による方位のためのジャイロリピーターの状態			
	主ジャイロとジャイロリピーター間の過度な針路差がないか			
非常操舵場所への船首方位情報	非常操舵場所におけるジャイロコンパスリピーターは有効か (00NS)			SOLAS 74/88 Reg. V/12 (f) SOLAS 74/00 Reg. V/19.2.1.9, 19.2.3
	持運び式リピーターは準備されているか			
	主操舵場所及び非常用操舵場所間の通信装置			
船首方位制御装置 (HCS) (オートパイロット)	正常に作動するか			SOLAS 74/00 Reg. V/19.2.8
	手動及び自動切り替え			
航路保持装置 (TCS, HCS の代替)	正常に作動するか			SOLAS 74/00 Reg. V/19.2.8
	手動及び自動切り替え			
レーダー	正常に作動するか			SOLAS 74/88 Reg. V/12 (g), (I) SOLAS 74/00 Reg. V/19.2.3, 19.2.7
	プロット機能が有効か (00ES)			
自動衝突予防援助装置 (ARPA)	正常に作動するか			SOLAS 74/88 Reg. V/12 (j) SOLAS 74/00 Reg. V/19.2.8
自動追跡装置 (ATA)	正常に作動するか			SOLAS 74/00 Reg. V/19.2.5, 19.2.7
電子プロットング装置 (EPA)	正常に作動するか			SOLAS 74/00 Reg. V/19.2.3
音響測深装置	正常に作動するか			SOLAS 74/88 Reg. V/12 (k) SOLAS 74/00 Reg. V/19.2.3

項目	確認点	合格/不合格	備考	要件
船速距離計(対水)	正常に作動するか			SOLAS 74/88 Reg. V/12 (l) SOLAS 74/00 Reg. V/19.2.3
船速距離計(対地)	正常に作動するか			SOLAS 74/00 Reg. V/19.2.9
舵角指示器、プロペラ 回転数指示器 (可変 ピッチプロペラ及び サイドスラストのピ ッチ及び操作モード)	正常に作動するか			SOLAS 74/88 Reg. V/12 (m) SOLAS 74/00 Reg. V/19.2.5
回転角速度計	正常に作動するか			SOLAS 74/88 Reg. V/12(n) SOLAS 74/00 Reg. V/19.2.9
電子海図情報表示装 置 (ECDIS)	最新の IHO 電子海図のソフトを搭載し、 公式電子海図を表示できるか			SOLAS 74/00 Reg. V/19.2.1.4
	GPS 受信機からの位置情報、ジャイロか らの方位情報、船速計からの船速を表示 できるか			
	自船周囲の海図が表示できるか			
	安全等深線を設定し、その等深線を横切 る予定航路を設定し、アラームが発生す るか			
	計画航路が表示できるか			
	電子海図の改捕が適切に行われているか			
	取扱い及び保守手引書が備えられてい るか			
	バックアップが紙海図の場合は、適当な 紙海図が備えられ、改捕が適切に行われ ているか			
GPS 受信機	正常に作動するか			SOLAS 74/00 Reg. V/19.2.1.6
自動識別装置 (AIS)	正常に作動するか			SOLAS 74/00 Reg. V/19.2.4
	承認された整備業者が年次試験を実施 し、本船上で記録が保管されているか	試験実施日		
航海情報記録装置 (VDR)	正常に作動するか			SOLAS 74/00 Reg. V/19.20
	承認された整備業者が年次試験を実施 し、本船上で記録が保管されているか	試験実施日		
簡易型航海情報記録 装置 (S-VDR)	正常に作動するか			SOLAS 74/00 Reg. V/20.2
	承認された整備業者が年次試験を実施 し、本船上で記録が保管されているか	試験実施日	00ES ($\geq 3000G/T$)	

Good Maintenance On Board Ships

項目	確認点	合格/不合格	備考	要件
船舶長距離識別追跡装置 (LRIT)	正常に作動するか			SOLAS 74/06 Reg. V/19-1
	主管庁もしくは testing ASP が発行したコンFORMANCEステストレポートが本船上に保管されているか			
音響受信装置 (全閉囲型船橋の場合)	正常に作動するか			SOLAS 74/00 Reg. V/19.2.1.8
船首方位伝達装置 (THD) (300 GT 以上 500 GT 未満の船舶)	正常に作動するか			SOLAS 74/00 Reg. V/19.2.3.5
保守記録	本船上にあるか (00ES は VDR/S の年次試験及び適合宣言書含む)			SOLAS 74/00 Reg. V/16 &18.8
パイロットカード (全船)	本船上で有効か			Resolution A.601(15)
操舵室ポスター (L ≥ 100 m)	本船上で有効か			
昼間信号灯	正常に作動するか			SOLAS 74/88 Reg. V/11 SOLAS 74/00 Reg. V/19.2.2
	非常用電源での使用			
	バッテリーと充電器 (00NS)			
	予備電球(3つ) (00NS)			
航海計画	港間の全航海計画がされているか		次の航海用	SOLAS 74/00 Reg.V/34 IMO Res.A.893(21)
航海行動の記録	48 時間を超える国際航海の場合、毎日の報告を会社に提出し、本船上に保管する			SOLAS 74/00 Reg. V/28
船橋航海当直警報装置 (BNWAS)	正常に作動するか		150GT 以上	SOLAS 74 Reg. V/19

Good Maintenance On Board Ships

項目	確認点	合格/不合格	備考	要件
航海灯	前部及び後部マスト灯			COLREG
	舷灯			
	船尾灯			
	停泊灯			
	運転不自由灯			
	制御盤			
	予備灯又は予備球			
号鐘	本船上で有効か			
どら (L \geq 100m)	本船上で有効か			
汽笛	正常に作動するか			
黒色球形形象物	本船上に最低3つあるか			
黒色ひし形形象物	曳船等を行う船舶用			
黒色円筒形形象物	喫水制限船舶用			

Table 7. 救命設備

項目	確認点	合格/不合格	備考	要件
救命艇／救助艇	艇内外の状態 (さび、ダブラーがないか)			SOLAS 74/88 Reg. III/20,34 to 36
	窓の状態 (ある場合)			
	両側のグラブラインは正常な状態か			
	ハンドレール/グリップは正常な状態か			
	両舷のビルジキールレールは正常な状態か			
	ラダーストック、ラダー、チラー、スターンフレームは正常な状態か			
	スウォート、サイドベンチ、クラッチ穴、ガンネルは正常な状態か			
	安全ベルトの状態 (ある場合)			
	エンジン、据付、防熱の状態含む排気管、水よけフラップ (ある場合)			
	エンジンは容易に始動できるか			
	プロペラ、クラッチと軸の状態			
	船体の反射テープ			
	標示 (船名、定員、船籍港等)、反射テープ			
	パッキンとプラグ、チェーンとその位置標示			
	ビルジポンプとホース (試験)			
	空気自給装置の状態 (ある場合)			
水噴霧装置の状態 (ある場合)				
救命艇の艀装品	インベントリーリストに従った確認			
	食糧、火炎信号、持運び式消火器の有効期限			
	水密コンテナ			
	カバーとスタンション (ある場合)			
救命艇／救助艇の積付け	積付けの外観状態			
	リミットスイッチまたは空気遮断弁の操作			
	昇降装置の状態			
救命艇離脱回収装置 (LRRS)	フックのロック位置と油圧インターロック位置			SOLAS 74/00 Reg. III/1.5
	覆われていない位置の損傷及び腐食			
	離脱ケーブルの外部損傷			

項目	確認点	合格/不合格	備考	要件
救命艇、救助艇及び救命筏の進水装置	ダビットの状態			SOLAS 74/88 Reg. III/20
	ブロック、フォール、パッドアイ、リンク、固定具、その他取付物の状態			
	5年を超えない期間で、フォールの交換	交換日		
	ブレーキの状態 (ウィンチ)			
	承認された整備業者が進水装置と負荷離脱装置の年次詳細検査を実施	検査日		
	5年を超えない期間内に、承認された整備業者がブレーキ (ウィンチ) の詳細検査を実施	検査日		
	5年を超えない期間内に、承認された整備業者が負荷離脱装置の開放及び荷重試験を実施	開放及び試験日		
	離脱装置の状態			
	スケートとフェンダーの状態			
	乗り込み梯子、ハンドホールド、サイドロープ、ステップとシャックル/パッドアイの状態			
	非常用電源によるボート照明の状態			
	救助艇ダビット (ジブタイプ) のアキュムレータガス(N ₂)封入圧力の保守・点検記録書			
膨張式救命筏	離脱装置と共に 12 か月を超えない期間で承認された整備業者により点検される(水圧式離脱装置を含む)	点検日		SOLAS 74/88 Reg. III/20,34
	製造者名、製造番号、前回整備日、定員等が標示された容器			
	反射テープの取付け			
	タイプ、定員が適切か			
	積付けの状態			
救命筏の積付け	ウィークリンクの適切な取付け (ウィークリンクが無いタイプの場合、注意看板を提示する)			
	使い捨て式水圧離脱装置の失効日 (ある場合)	失効日:		
	乗り込み梯子の状態			

項目	確認点	合格/不合格	備考	要件	
遭難信号炎	最低 12 個の落下傘付信号が本船上で有効な状態か			SOLAS 74/88 Reg. III/6.3	
	有効期限				
救命浮環 83 ES	標示及び反射テープがある最低 8 個の救命浮環があるか			SOLAS 74/88 Reg. III/21	
	- 自己点火灯(SIL)及び自己発煙信号が取り付けられた急速離脱装置を設けた、救命浮環 2 つが船橋の両舷にあるか - 自己点火灯の照明 - 発煙信号の有効期限 - 離脱装置の操作				
	両舷に自己点火灯を取り付けた救命浮環				
	両舷に 27.5m の救命索を取り付けた救命浮環				
	両舷に付属品がない救命浮環				
救命浮環 83 NS L(m) 救命浮環の数 L < 100 8 100 ≤ L < 150 10 150 ≤ L < 200 12 200 ≤ L 14	標示及び反射テープがある適切な数の救命浮環があるか			SOLAS 74/88 Reg. III/7.1, 32	
	- 離脱装置で離脱可能な、自己点火灯及び自己発煙信号が取り付けられた救命浮環 2 つが船橋の両舷にあるか (最低重量 4kg) - 自己点火灯の照明 - 発煙信号の有効期限 - 離脱装置の操作				
	- 救命浮環全数のうち半数は自己点火灯が取り付けられているか - 自己点火灯の照明				
	両舷に救命索を取り付けた救命浮環を最低 1 つずつ(30m または喫水線から積付け位置までの高さの 2 倍のいずれかの大きい方の長さ)				
	両舷に付属品のない残りの救命浮環				
	反射テープが付いた各乗組員用の救命胴衣				SOLAS 74/88 Reg. III/7.2, 32
	当直及び救命筏乗艇場所用の追加の救命胴衣		83 NS		
各救命胴衣は笛と灯を装備しているか					
イマーシヨンスーツ	イマーシヨンスーツの状態 人数分と追加分があるか		04ES: 2006 年 7 月 1 日以降最初の SE 検査までに搭載	SOLAS 74/88 Reg. III/32	
	乗組員に合ったサイズのイマーシヨンスーツが供給されているか				
保温具	イマーシヨンスーツが供給されない人用緊急時の準備が出来ているか			SOLAS 74/88 Reg. III/32, 34	

Good Maintenance On Board Ships

項目	確認点	合格/不合格	備考	要件
双方向 VHF 無線電話装置	性能基準を満足したものが最低3台備えてあるか			SOLAS 74/88 Reg. III/6.2.1
	装置の操作			
	リチウム電池	有効期限		
	充電機：充電器、電池の状態			
レーダートランスポンダー	操舵室の両舷に少なくとも1台ずつ			SOLAS 74/88 Reg. III/6.2.2
	自由降下進水式救命艇の場合、1台は救命艇に、その他1台は操舵室に備える			
	バッテリーの有効期限			
船上通信	非常制御場所、招集場所、乗艇場所と重要な場所との間の双方向通信作動			SOLAS 74/88 Reg. III/6.2.4
一般非常警報	乗組員を集合場所に招集するための警報作動			
船内通報装置	装置の作動			
救命索発射器	4つの発射器の最小到達距離は230m			SOLAS 74/88 Reg. III/18
	本船上の操作説明書は有効か			
	発射器の有効期限			

Table 8. 消防設備

項目	確認点	合格/不合格	備考	要件
保全防熱性	「A」級隔壁及び甲板の防熱は正常な状態か			SOLAS 74/88 Reg. II-2/42 SOLAS 74/00 Reg. II-2/9
	「A」級隔壁及び甲板を通る通風ダクト、電線、配管貫通部は正常な状態か			
	「A」または「B」級仕切りの電線貫通部は正常な状態か			SOLAS 74/8 Reg. II-2/9.2
防火戸	正常に作動するか			SOLAS 74/88 Reg. II-2/47 SOLAS 74/00 Reg. II-2/9
	自動閉鎖戸は開け放し器具、ロープまたはくさびが取り付けられていないか		81 NS	
	戸、戸枠、ヒンジの状態			
天窓	閉鎖装置は正常な状態か			SOLAS 74/88 Reg. II-2/11.2.2, SOLAS 74/00 Reg. II-2/9.5.2.2
	天窓は鋼製で、ガラス板ではない		81 NS	
防火ダンパー	正常に作動するか			SOLAS 74/88 Reg. II-2/5.1.4 SOLAS 74/00 Reg. II-2/5.2
	貨物倉			
	機関室			
	居住区域			
	制御場所			
	その他区域			
	明瞭な標示「開－閉」 穴/ダンパーの欠落がないか			
主消火ポンプ	正常に作動するか			
	適切な水圧が維持されるか			
	圧力計は正常な状態か			
非常用消火ポンプ	正常に作動するか			SOLAS 74/88 Reg. II-2/4 SOLAS 74/00 Reg. II-2/10.2
	適切な水圧が維持されるか			
	圧力計は正常な状態か			
	原動機は正常な状態か			
	排気ガス管は正常な状態か			
消火主管	配管に漏れ、激しい衰耗がないか			
	配管にダブラー、クランプ、ソフトパッチがないか			
遮断弁	正常に作動するか			
消火栓	消火ホースは容易に消火栓に連結出来るか			
	正常にバルブ操作出来るか			
	バルブハンドルが破損していないか			

項目	確認点	合格/不合格	備考	要件
消火ホース	全てのホースは漏れがなく正常な状態か			SOLAS 74/88 Reg. II-2/4 SOLA74/00 Reg.II-2/10.2
	機関区域のホース長さは 15m を超えていないか			
	その他の区域及び開放甲板のホース長さは 20m を超えていないか			
	最大幅が 30m を超える船舶の開放甲板のホース長さは 25m を超えていないか			
	火災制御図に従ったホースの数の確認			
	ノズルと連結具が備えてあるか			
ノズル	全てのノズルは漏れがなく正常な状態か			81 ES
	- 機関室はジェットタイプノズル、ジェット/スプレー両用タイプノズルか - 容易な切替操作が可能か			
消火ホースとノズルの格納箱	- 全てのノズルは、停止装置付のジェット/スプレー両用タイプノズルか - 容易な切替と停止装置操作が可能か			81 NS
	正常に格納され、容易に使用出来る状態か			
明瞭に色付け（赤色）された箱か				
持運び式消火器 (泡, 粉末, 炭酸ガス)	火災制御図に従った各タイプの持運び式消火器の数の確認			SOLAS 74/88 Reg. II-2/6 SOLAS 74/00 Reg.II-2/10
	シリンダーは深刻な腐食/損傷がなく正常な状態か			
持運び式泡放射器	エアフォームノズル、持運び式泡原液タンクと 1つの予備タンクの確認			81 NS
	消火ホースと主消火管の接続試験			
	格納容器は正常な状態か			
	泡原液の有効期限：3年			
ボイラーのたき火場と燃料油装置のある場所の 135L 泡消火器又はこれと同等のもの	衰耗がなく外観は正常な状態か			81NS
	容易に使用できる状態か			
機関室の 45L 泡消火器又はこれと同等のもの	外観は正常な状態か			SOLAS 74/88 Reg. II-2/7.2 SOLAS 74/00 Reg.II-2/10.5
	容易に使用可能な状態か			

Good Maintenance On Board Ships

項目	確認点	合格/不合格	備考	要件
機関室、貨物区域及び 貨物ポンプ室の固定 式消火装置* (炭酸ガス又はハロ ン、泡、水噴霧)	消火装置の配管は漏れや激しい腐食もな く正常な状態か			SOLAS 74/88 Reg. II-2/7.1.1, 53 SOLAS 74/00 Reg. II-2/10.5.1, 1, 10.7 *貨物ポンプ 室:(00NS) SOLAS 74/00 Reg. II-2/10.9
	通気または通水試験による定期的な装置 の確認			
	炭酸ガスまたはハロンシリンダーはレベ ル/重量測定がされ、適切な試験証書が本 船上に備えてあるか			
	泡または粉末消火剤は有効か (適切な量か、分析結果は良好か)			
	ガス放出の可聴警報装置試験 (炭酸ガスま たは ハロン)			
水噴霧システムは自動起動モードではな く、給水バルブは開状態か				
火災探知警報装置	定期的な火災探知警報装置の確認			SOLAS 74/88 Reg. II-2/13 SOLAS 74/00 Reg. II-2/7
燃料油タンク遮断弁; 500Lを超える: 1995年7 月1日以降に建造した 船 1000Lを超える: 1995年 7月1日より前に建造し た船	- 全てのバルブは機関室外から遠隔操作で 遮断される - 正常にバルブは作動するか - 遮断弁が空気で操作される場合、空気シ リンダーは常に適切な圧力で充填される - 圧力計は正常な状態か			SOLAS 74/88 Reg. II-2/15.2 SOLAS 74/00 Reg. II-2/4.2.2
通風ファン及び燃料 油ポンプの非常停止	正常に非常停止するか			SOLAS 74/88 Reg. II-2/11.4 SOLAS 74/00 Reg. II-2/5.2
個々の機関設備への 燃料供給を分離する 措置	燃料供給分離措置は正常に作動するか		00NS	SOLAS 74/00 Reg. II-2/4.2.2

項目	確認点	合格/不合格	備考	要件
消防員装具	全ての貨物船は2組 タンカーは2組追加、計4組			SOLAS 74/88 Reg. II-2/17 SOLAS 74/00 Reg. II-2/10.10 Res.MSC.338 (91) and Res. MSC.339(91)
	火災制御図に従って格納され、良好状態か			
	防護服、長靴及び手袋、ヘルメット、電気安全灯、おのは、容易に使用可能状態か			
	防煙ヘルメットまたは防煙マスク空気ポンプと十分な長さの空気ホースを備えた呼吸具、または、自蔵式呼吸具			
	200%の予備空気シリンダーまたは100%の予備シリンダーと空気コンプレッサーが備えられているか			
	- 各呼吸具用の、スナップフックが付いた十分な長さの耐火索 - 格納場所は明瞭に標示されているか (00NS)			
	格納場所に非常灯が装備され、良好状態か			SOLAS 74/88 Reg. II-1/43
	操練で使用する呼吸具の再充填装置を備えていない場合には、要求される各消防員装具の呼吸具につき1組の訓練用予備シリンダー		2017年1月1日以降全船	SOLAS 74/00 Reg.II-2/15.2
	消防員の通信手段 (2つの持運び式防爆形双方無線装置)		新造船：2014年7月1日以降 現存船：2018年7月1日までに.	SOLAS 74/00 Reg.II-2/10
消防員装具の自蔵式呼吸具 (シリンダ残量の可視警報及び可聴装置)		新造船：2014年7月1日以降 現存船：2019年7月1日までに.	FSS Code Chap.3, 2.1.2.2	
塗料庫の消火装置	消火装置は正常な状態か (設備のタイプは旗国政府に従う、例えば、パナマ籍、日本籍船等は持運び式消火器が認められる (00ES))			SOLAS 74/88 Reg. II-2/18.7 SOLAS 74/00 Reg. II-2/10.6.3
国際陸上施設連結具	標準寸法フランジを有する連結具が最低1つ			SOLAS 74/88 Reg. II-2/19 SOLAS 74/00 Reg. II-2/10.2
	直径16mm、長さ50mmボルトとナット4組			
	ガスケット1枚			
イナートガス装置	正常に作動するか			SOLAS 74/88 Reg. II-2/62 SOLAS 74/00 Reg. II-2/4.5.5
	制御盤の警報機能は適切か			

Good Maintenance On Board Ships

項目	確認点	合格/不合格	備考	要件
非常灯	機関室、居住区通路、操舵室、制御場所、外部通路の照明は正常な状態か			SOLAS 74/88 Reg. II-1/43
	電球とガラスは損傷がないか			
脱出設備	非常時に使用可能な状態か			SOLAS 74/88 Reg. II-2/45 SOLAS 74/00 Reg. II-2/13
	ステップとハンドレールは損傷がないか			
	照明は正常に作動するか			
非常脱出用呼吸具 (EEBD)	- 火災制御図に従って格納され、正常な状態か - 容易に使用可能な状態か			SOLAS 74/00 Reg. II-2/13
	製造者の指示に従った適切な保守			
	空気圧の確認			
	有効期限または使用可能期間	有効期限（使用可能期間） _____		
固定式局所消火装置	配管、ポンプ、バルブとノズルは正常な状態で、漏れ、激しい腐食、損傷がないか		00NS	SOLAS 74/00 Reg. II-2/10.5.6
	通気又は通水試験による定期的な装置の点検		00NS	
	正常に作動するか		00NS	
	給水バルブが適切に開とされているか		00NS	
	自動起動待機状態となっているか		00NS (UMS)	
深油調理器具用の 消火装置	外観は正常な状態か		2002年7月 1日以降搭載	SOLAS 74/00 Reg. II-2/10.6.4
	正常に作動するか			
貨物ポンプ室の保護	正常に作動するか			SOLAS 74/00 Reg. II-2/4.5.10
ヘリコプター施設	ヘリコプター施設図面に従って配置されているか			SOLAS 74/88 Reg. II-2/18.8 SOLAS 74/00 Reg. II-2/18
	消火設備は正常な状態か			SOLAS 74/00 Reg. II-2/18
調理レンジ排気ダクトの固定消火装置	外観は正常な状態か			SOLAS 74/88 Reg. II-2/16.7
	正常に作動するか			SOLAS 74/00 Reg. II-2/9.7.5

* 消火設備(SOLAS 74/00 Reg. II-2/14.2.2.1)の船上での保守、試験、点検は、旗国特別要件を含めるよう会社が作成した保守計画書(SOLAS 74/00 Reg. II-2/14.2.2.2)に従って、実行されなければならない。

Table 9. 無線設備

項目	確認点	合格/不合格	備考	要件
VHF 無線設備	正常に作動するか (DSC の確認)			SOLAS 74/88 Reg. IV/7
MF 無線設備	正常に作動するか (DSC の確認)			SOLAS 74/88 Reg. IV/8,9,10 , 11
MF/HF 無線設備	正常に作動するか (DSC の確認)			
インマルサット C	正常に作動するか (EGC 受信機含む)			
ナブテックス受信機	正常に作動するか			SOLAS 74/88 Reg. IV/7.1.4
衛星系 EPIRB	正常に作動するか			SOLAS 74/00 Reg. IV/15.9
	電池の有効期限			
	自動浮上センサーの有効期限			
	船上年次試験	前回試験日 _____	承認された 無線事業所 が実施	
	陸上保守	前回試験日 _____	5年を超えない 期間内に 承認された 無線事業所 が実施	
電源	主電源は正常な状態か			SOLAS 74/88 Reg. IV/13
	非常用電源は正常な状態か			
	予備電源は正常な状態か (電解液の比重、液量、ターミナル電圧計 測の結果、電池は正常な状態か)			
	機器の AC-DC 切換えは適切に行われるか			
アンテナ	損傷や部品の欠落がなく正常な状態か			SOLAS 74/88 Reg. IV/6
	アンテナマストとブラケットは激しい腐 食や衰耗がなく正常な状態か			
工具及び予備品	船上に備えてあるか			SOLAS 74/88 Reg. IV/15
保守記録	船上に備えてあるか (EPIRB 船上年次試験と陸上保守含む)			
無線日誌	日誌への適切な記録 (毎日/週ごと/月ごとの確認)			SOLAS 74/88 Reg. IV/17
識別信号のリスト	更新されているか (最新版)			ITU RR S20

Good Maintenance On Board Ships

項目	確認点	合格/不合格	備考	要件
海岸局局名録	更新されているか（最新版）			
無線測位局局名録	更新されているか（最新版）			
海上移動業務および 海上移動衛星業務用 便覧	更新されているか（最新版）			
時計	正常に作動するか			
無線設備のための照 明	通常及び非常用照明は正常な状態か			SOLAS 74/88 Reg .IV/6

Table 10. 満載喫水線

項目	確認点	合格/不合格	備考	要件
フリーボードマーク	両舷の外板に明確に標示されているか			ILLC AX I Reg.5, 6
三角形マーク (隔倉積のバルクキャリア)	正三角形の標示があるか			SOLAS 74/00 Reg. XII/8
船楼端隔壁	許容限界を超えた激しい衰耗がないか			ILLC AX I Reg.11
閉囲船楼の端部における隔壁の全ての戸	効果的な風雨密性か			ILLC AX I Reg.12
	激しい腐食、穴がないか			
	ガスケット、締付装置は正常な状態か			
ハッチ	効果的な風雨密性か			ILLC AX I Reg.13,14
	コーミングは激しい衰耗、穴がなく正常な状態か			
	ガスケット、締付装置は正常な状態か			
貨物ハッチカバー	効果的な風雨密性か			ILLC AX I Reg.13 to 16
	ハッチコーミングとステイは激しい衰耗、穴がなく正常な状態か			
	ハッチカバーは激しい衰耗、穴がなく正常な状態か			
	ガスケット、締付装置は正常な状態か			
	ロッドクリートが備えられている場合、ロッド、ワッシャまたはクッションは正常な状態か			
	クイックアクティングクリート用のUブラケットは正常な状態か			
	倉口帯金と帯金くさびは正常な状態か			
	倉口覆布は穴がなく正常な状態か			
船主によるバルクキャリアハッチカバーの検査と保守	IMO Res. MSC.169(79)に従ってハッチカバーは検査されているか			SOLAS 74/00 Reg. X/7.2
機関区域の開口	効果的な風雨密性か			ILLC AX I Reg.17
	カバー、ケーシング、コーミングは激しい衰耗や穴がなく正常な状態か			
マンホール、平甲板口	効果的な風雨密性か			ILLC AX I Reg.18
	カバーとボルトは激しい衰耗がなく正常な状態か			

項目	確認点	合格/不合格	備考	要件
乾舷甲板に開口がある甲板室、昇降口室	効果的な風雨密性か			ILLC AX I Reg.18
	隔壁板は激しい腐食や穴がなく正常な状態か			
	戸は激しい腐食や穴がなく正常な状態か ガスケット、締付装置は正常な状態か			
通風筒	コーミングとヘッドは激しい腐食や穴がなく正常な状態か			ILLC AX I Reg.19
	閉鎖カバーは正常な状態で、効果的な風雨密性か			
	ガスケット、締付装置は正常な状態か			
	防火ダンパーは激しい腐食や穴がなく正常な状態か			
空気管	コーミングと管頭は激しい腐食や穴がなく正常な状態か			ILLC AX I Reg.20
	空気管頭は激しい腐食や穴がなく正常な状態か			
	空気管頭のフロートは正常な状態か			
	金網(メッシュ)は正常な状態か		オイル タンカー	
載貨門と類似の開口	効果的な水密性か			ILLC AX I Reg.21
	鋼板と付属品は過度な衰耗がなく正常な状態か			
排水口、吸入管、 排出管	ディスタンスピースは過度な腐食や穴がなく正常な状態か			ILLC AX I Reg.22
	逆止弁は激しい腐食や穴が無く正常な状態か			
舷窓	効果的な水密性か			ILLC AX I Reg.23
	内蓋は正常な状態か			
放水口	排水設備は正常な状態か			ILLC AX I Reg.24
ブルワークとステイ、ガードレール	過度な腐食、穴、亀裂がなく正常な状態か			ILLC AX I Reg.25
保護索、歩路、甲板下通路	過度な腐食、部品の紛失、穴が無く正常な状態か			
支柱、ラッシング	ソケット、アイプレート、スタンションは激しい腐食、穴、亀裂がなく正常な状態か		甲板積木材貨物の場合	ILLC AX I Reg.44

Table 11. 船体構造及び甲板上配管

項目	確認点	合格/不合格	備考	要件
メインデッキ クロスデッキ	正常な状態か (激しい衰耗、腐食、亀裂がないか)			SOLAS 74/88 Ch.II-1 Part B
船首楼甲板 船尾楼甲板	正常な状態か (激しい衰耗、腐食、亀裂がないか)			
甲板上の配管と弁	正常な状態か (激しい衰耗、腐食、亀裂がないか)			
電線管	正常な状態か (激しい衰耗、腐食、亀裂がないか)			
貨物倉	隔壁、フレーム、タンクトップ板は正常な状態か (激しい腐食、衰耗、穴や亀裂がないか)			
	梯子、配管は正常な状態か (激しい衰耗、穴がないか)			
バラストタンク	漏れ、損傷がないか			SOLAS 74/88 Ch. II-1 Part B
	隔壁(横置/縦通)、ロンジ、トランスリング、水平桁、その他部材は正常な状態か (激しい衰耗、腐食、穴、亀裂がないか)			
	梯子、配管は正常な状態か (激しい衰耗、穴がないか)			
	点検設備図と一致した設備 (*適用の場合)			
カーゴタンク	漏れ、損傷がないか			
	隔壁(横置/縦通)、ロンジ、トランスリング、水平桁、その他部材は正常な状態か (激しい衰耗、腐食、穴、亀裂がないか)			
	梯子、配管は正常な状態か (激しい衰耗、穴がないか)			
	点検設備図と一致した設備 (*適用の場合)			
燃料油タンク	漏れ、損傷がないか			
	隔壁(横置/縦通)、ロンジ、トランスリング、水平桁、その他部材は正常な状態か (激しい衰耗、腐食、穴、亀裂がないか)			
	梯子、配管は正常な状態か (激しい衰耗、穴がないか)			
備考*: 2006年1月1日以降に建造した、500GT以上のオイルタンカー、20,000GTを超えるバルクキャリアに適用される				

項目	確認点	合格/不合格	備考	要件
その他区画 (ボースンストア、 デッキストア等)	隔壁(横置/縦通)、ロンジ、トランスリング、 水平桁、その他部材は正常な状態か (激しい衰耗、腐食、穴、亀裂がないか)			SOLAS 74/88 Ch.II-1 Part B
ポンプ室	隔壁、ロンジ、ウェブフレーム、その他部材は 正常な状態か (激しい衰耗、腐食、穴、亀裂がないか)			
	梯子、配管は正常な状態か (激しい衰耗、穴がないか)			
	電気機器、照明(防爆)の正常な状態確保に対 する特別な注意			
	貨物ポンプ室の保護(ビルジ警報、ガス監視装 置、温度センサー、インターロックシステム) 正常に作動するか			SOLAS 74/00 Ch.II-2 Reg.4.5.10
浸水警報装置	正常に作動するか			バルクキャリ ア： SOLAS 74/02 Reg. XII-12 貨物船： SOLAS 74/00 Reg.II-1/23.3
ポンプ自動制御装置 (F.P.T, ボースンストア) (バルクキャリア)	正常に作動するか			
船舶識別番号				SOLAS 74/00 Reg. XI-3
高速 P/V バルブ	正常に作動するか (凝固物質による粘着、 目詰まりがないか)			

Table 12. 機関室機器

項目	確認点	合格/不合格	備考	要件
主機関	正常に作動するか			SOLAS 74/88 Ch.II-1 Part C
	安全及び警報装置の機能は適切か			
	遠隔制御装置の機能は適切か			
	油／水もれがないか			SOLAS 74/88 Ch. II-2/15.2 SOLAS 74/00 Ch. II-2/4
	二重化された高圧燃料油管は正常な状態か			
	燃料油漏れ警報は正常な状態か			
発電機機関	正常に作動するか			SOLAS 74/88 Ch.II-1 Part C
	安全及び警報装置の機能は適切か			
	遠隔制御装置の機能は適切か			
	油／水もれがないか			SOLAS 74/88 Ch. II-2/15.2 SOLAS 74/00 Ch. II-2/4
	二重化された高圧燃料油管は正常な状態か			
	燃料油漏れ警報は正常な状態か			
ボイラー	正常に作動するか			
	安全及び警報装置の機能は適切か			
	遠隔自動制御装置の機能は適切か			
	圧力計は正常な状態で毎年校正されているか			
	蒸気／水／油漏れがないか			
	水位計は正常な状態か			
船尾管シール	油／海水漏れがないか			
その他不可欠な機関	正常に作動するか			SOLAS 74/88 Ch.II-1 Part C
	安全及び警報装置の機能は適切か			
	遠隔自動制御装置の機能は適切か			
	ポンプグランド部から漏れが無いのか			
	計器類は正常な状態か			
配管	激しい腐食と漏れがないか			
	ソフトパッチ／ダブラー／セメントボックスがないか			
	全てのバルブは正常に作動するか			
ビルジ配管	ビルジポンプ、配管は正常な状態か			
	非常用ビルジ吸引バルブは正常に作動するか			
配管の防熱処理	正常な状態か			

Good Maintenance On Board Ships

項目	確認点	合格/不合格	備考	要件
機関室全体	機関室の清浄さ (廃棄物、廃油がなく清浄か)			SOLAS 74/88 Ch.II-1 Part C
	ガードとフェンス (保護カバー/ガード)			
	全ての計器類は正常な状態か			
	FO タンクの自動閉鎖装置は正常な状態か			SOLAS 74/00 Ch. II-2/4
	油管のフランジ継手からの油飛散を防ぐ 措置			SOLAS 74/88 Ch. II-2/15.2
	220 度を超える機器表面の防熱処理			SOLAS 74/00 Ch. II-2/4
自動制御システム	エンジンテレグラフ			SOLAS 74/88 Ch.II-1 Part C Part E:UMS
	アラームプリンタ		(UMS)	
	機関制御盤			
	延長警報		(UMS)	
	船橋からの主機関操作		(UMS)	

Table 13. 電気機器

項目	確認点	合格/不合格	備考	要件
機関室の照明	全ての照明は正常な状態か			SOLAS 74/88 Ch.II-1 Part D
	保護カバーまたはガードは正常な状態か			
居住区域の照明	全ての照明は正常な状態か			
	保護カバーまたはガードは正常な状態か			
制御室、作業室、操舵機室、その他区域の照明	全ての照明は正常な状態か			
	保護カバーまたはガードは正常な状態か			
非常用ケーブル	正常な状態か (特に暴露甲板上に、暴露したワイヤー、激しい腐食がないか)			
非常照明	全ての照明は損傷もなく正常な状態か			
危険区域、ポンプ室、電池室、塗料庫等の防爆灯	全ての照明は正常な状態か			
	カバーとガードは損傷がないか			
	締め付けハンドルが船上にある			
MSB、ESB 周囲の絶縁マット	絶縁マットが本船上にあるまたは床に絶縁セメントが恒久的にある			
絶縁抵抗	低絶縁値の警報が作動しないか			
防火仕切りの貫通	充填剤は正常な状態か (隙間がない)			SOLAS 74/88 Ch.II-2 Part C
非常用又は予備蓄電池	全ての電池は正常な状態か (電解液の比重、液量、ターミナル電圧計測の結果、電池は正常な状態か)			SOLAS 74/88 Ch.II-1 Part D
	保守記録は更新されているか			
非常用発電機	正常に作動するか			SOLAS 74/88 Ch.II-1 Part D
	No.1、2 始動装置は正常な状態か			

Table 14. 係留設備

項目	確認点	合格/不合格	備考	要件	
アンカーと アンカーチェーン	正常な状態で、激しい衰耗、部品の欠落、 損傷がないか				
	格納状態は正常か				
ウィンドラス	ウィンチは正常な状態か				
	ブレーキバンドは正常な状態で、異常摩耗 がないか				
	据付、グレーチング板は正常な状態で、激 しい衰耗、部品の欠落、損傷部分はないか				
	ウィンドラスからの油漏れがないか				
係留装置	ウィンチの状態は正常か				
	ブレーキバンドは正常な状態で、異常摩耗 がないか				
	据付、グレーチング板は正常な状態で、激 しい衰耗、部品の欠落、損傷部分はないか				
	十分なロープが船上にあり、擦り切れ、損 傷がないか				
	巻き上げは正常に作動するか				
非常用曳航設備 (ETA)	設備は正常な状態か		20,000DWT 以上 のタンカー、 ガス、ケミカル		SOLAS 74/88 Reg. II-1/3-4
曳航及び係留設備	係留、曳航付属品の標示 (SWL)及び状態は 正常か		2007年1月1 日建造から		SOLAS 74 Reg. II-1/3-8

Table 15. 海洋汚染

項目	確認点	合格/不合格	備考	要件
油水分離機とポンプ	正常に作動するか			
	排水に可視油がないか			
	激しい腐食、穴が外部ケーシングにないか			
	バルブ操作は正常か			
	圧力計は正常な状態か			
	試験コックからの処理水のサンプル試験			
排水管	配管に激しい腐食、穴がないか			MARPOL I Reg.16, 17, 19
	バルブ操作は正常か			
	ClassNK の承認なしで排水管を設置していないか			
	配管に油漏れの痕跡が無い			
スラッジポンプ	正常に作動するか			
標準排出連結具	正常に取付け出来るか			
15 PPM 警報装置	正常に作動するか		10,000G/T 以上の船舶	
	アラーム機能は正常か			
	自動停止装置機能は正常か			
油排出監視制御装置 (ODM)	正常に作動するか			MARPOL I Reg. 15(3) (b)
	修理技術者による定期的な点検			
油水境界検知器	使用可能な状態か		タンカー	MARPOL I Reg. 15(3)(b)
原油洗浄(COW)	正常に作動するか			MARPOL I Reg.13
	COW 機器と配管は正常な状態か			
廃物管理	プラカード			MARPOL V
	廃物管理計画書が本船上にある			
	適切な分別			
	廃物管理記録の維持		廃物記録簿は IMO Res.MEPC.116 (51) を満足する	
汚水処理装置/汚水タンクとポンプ	正常に作動するか		400G/T 以上または乗員 15 人以上	MARPOL IV
	船外排出弁は正常な状態か			
標準排出連結具	正常に取付け出来るか			
オゾン層破壊物質	IAPP 証書のリスト以外にオゾン層破壊物質がないか			MARPOL VI

Good Maintenance On Board Ships

項目	確認点	合格/不合格	備考	要件
窒素酸化物(NOx)	エンジンパラメーターは NOx テクニカルファイルと一致しているか		2000年1月1日以降建造した船に搭載される 130kW 以上の機関	MARPOL VI
	その他			
硫黄酸化物(SOx)	SOx 排出規制海域に入る為に燃料油切り替え手順書はあるか		適用される場合	MARPOL VI Reg.14
	SOx 排出規制海域を航行中の低硫黄燃料切替え記録はあるか		適用される場合	
	燃料油供給証明書と燃料油サンプルが本船上で適切に保管されているか		Sulphur<3.5% (規制海域では Sulphur<0.1%) 400GT 以上の船舶	MARPOL VI Reg.18
	SOx 排出規制海域を航行中の低硫黄燃料切替え記録はあるか		適用される場合	
	排ガス洗浄システムは正常に作動するか		適用される場合	
焼却炉	据付状態と作動は正常か		2000年1月1日以降の搭載	MARPOL VI Reg.16
	警報/インターロック			
	注意と指示銘板が掲示されている			
	防熱			
	焼却炉操作についての責任者訓練記録			
ハッチカバージャッキアップ油圧シリンダー	油漏れがないか			MARPOL I

Table 16. 揚荷設備

項目	確認点	合格/不合格	備考	要件
付属品含むマスト、ポスト、ブーム、ジブ (アイプレート、ヒールピース、グースネック)	良好な状態か (深刻な摩耗、腐食または損傷がないか)			ILO 152
揚貨装具 (ブロック、シーブ、フック、シャックル、ワイヤーロープ、等)	正常な状態か (深刻な摩耗、腐食または損傷がないか)			
	揚貨装具への識別番号打刻があるか			
	検査証書があるか			
適切な人物 (NK 検査員) による定期的な検査	年次詳細検査(毎年)は期限が切れていないか	前回検査日:		
	5年ごとの荷重試験は期限が切れていないか	前回検査日:		
	カーゴギアブックへの適切な裏書があるか			
ブーム及びフックへの安全使用荷重標示	正常な状態か			

Table 17. 居住設備

項目	確認点	合格/不合格	備考	要件
トイレ	- トイレの流れは正常な状態か - トイレは清潔か			ILO(MLC,200 6 含む) STCW
	- 床タイルは破損部もなく正常な状態か - 床の清潔か			
	床の排水口は正常な状態か			
浴室 洗面台 洗濯室	- 設備の正常な状態か - 部屋は清潔か			
	温水は使用可能な状態か			
居住空間の空調	暖房/冷房通風は正常な状態か			
医療機器	船上の適切な医療機器が使用可能か			
	適切な薬が利用可能で有効期限は切れていないか			
病室	清潔で非常時使用の準備がされているか			
調理室	清潔さ及びゴミが無い			
	床タイルは清潔で破損部がないか			
	レンジフード、通風開口のワイヤーネットは油汚れがないか			
食堂、娯楽室及び乗組員居室	清潔さ及びゴミがないか			
食糧庫	量及び質は正常な状態か			
	保冷室温度及び清潔さは正常な状態か			
冷暗室	清潔さ及び保冷温度は正常な状態か			
照明	正常な状態か			

チエツクリストII

Port State Control チエツクリスト

(PSC 検査による一般的な欠陥についてのチエツクリスト)

Port State Control 検査時に指摘される一般的な欠陥を
取り纏めたものを添付チエツクリストに記載しております。

チエツクリストの内容は、非常に簡略なことから乗組員
が航海中又は入港前に容易にチエツクすることが可能
です。

本チエツクリストが、拘留数の削減に寄与することを切
に望みます。

注記)

- 1) ‘最近のPSCの実施状況’又は‘PSCIにおいてDetainされた本会船級船の統計’は、ClassNK発行のPort State Control 年次報告書で紹介しております。年次報告書は弊会ホームページからもご覧いただけます。
(弊会ホームページ: <http://www.classnk.or.jp/hp/ja/psc/psc.aspx>)
- 2) 本チエツクリストの項目は、Port State Control 検査の全ての範囲を含んでおりません。従って、本船の点検時には、‘GOOD MAINTENANCE ON BOARD SHIPS’に含まれる、チエツクリストI, III, IV 及びV も合わせて使用されることを推奨します。

一般的な

消防設備

(Checked by :)

項目	一般的な欠陥	チェック項目	状態	処置
防火ダンパー、バルブ、緊急閉鎖装置、遠隔操作、その他	作動不良な閉鎖装置、腐食・消耗した防火ダンパー	機関室通風筒のケーシング / ファンネルダンパーには腐食又は衰耗がないか?		
		内部の防火ダンパーは正常に作動するか?		
	燃料タンク付き危急遮断弁の固着	燃料タンクの危急遮断弁は正常に作動するか?		
	潤滑油タンク遮断弁が使用出来ない状態になっている	潤滑油タンクの遮断弁は正常に閉鎖できるか?		
消火ポンプ	非常用消火ポンプの作動不良又は低吐出圧力	非常用消火ポンプは正常に作動するか?		
		吐出圧力は正常か?		
		始動ポンプは正常に作動するか?		
	主消火ラインの腐食・衰耗又は漏水	主消火ラインに腐食又は衰耗はないか?		
ポンプ運転状態で主消火ラインに漏水はないか?				
	主消火ライン分離遮断弁の作動不良	主消火ラインを機関区域内の部分とそれ以外の部分とに分離する遮断弁は正常に作動するか?		
予防 (防火構造)	防火扉の損傷	防火扉及び防火扉枠/扉パッキンに損傷はないか?		
	自動閉鎖扉の損傷	防火扉の自動閉鎖装置は正常に作動するか?		
	脱出トランクの防火構造の損傷	脱出トランクの防火構造又は防火扉に損傷はないか?		
	ケーブル貫通部防火材料の損傷/欠損	防火隔壁/甲板のケーブル貫通部防火材料に損傷/欠損はないか?		
	防火構造材料の損傷/欠落	機関室の防火構造材料に損傷/欠落がないか?		
	防爆灯の不具合	防爆灯に損傷がないか?		
固定式消火装置	固定式CO2ガス消火装置の作動不良	CO2パイロットラインが取り外されていないか?		
	CO2消火管の衰耗	CO2配管に衰耗はないか?		
	固定式CO2/泡消火設備の腐食・衰耗/破孔	固定式CO2/泡消火設備は通気又は通水試験を行っているか?		
	固定式加圧水噴霧消火装置の作動不良	当該装置の起動スイッチは入っているか?/給水バルブは開いているか?		
消火設備	整備記録の紛失	本船に有効な整備記録は備えてあるか?		
	ホース/ノズルの不具合	ホース/ノズルに損傷はないか?		
高圧燃料管の飛散防止管装置	ドレインライン、漏油警報装置の違法改造	燃料飛散防止装置は正しく取り付けられているか? 燃料油漏洩警報装置は正常に作動するか?		

消火設備の使用準備	持ち運び式消火器の適切な配置	持ち運び式消火器は図面通りに配置されているか?		
	主消火栓の固着	全ての消火栓は正常に作動するか?		
個人装具	消防員装具の不具合	消防員装具に劣化はないか?		
	消防員装具の自蔵式圧縮呼吸具の使用不能	呼吸具のシリンダーは適切に整備されているか?		
非常脱出用呼吸具	非常脱出用呼吸具の使用不能	全ての非常脱出用呼吸具の圧力は十分か?		
火災探知警報装置	火災探知警報装置の不具合	火災探知警報装置は正常に作動するか?		

救命設備

(Checked by :)

項目	一般的な欠陥	チェック項目	状態	処置
救命ボート	救命艇エンジンの作動不良	救命艇エンジンは正常に作動するか?		
	船体の劣化/破孔	船体、艀装品に損傷/劣化はないか?		
	操舵装置の作動不良	操舵装置は正常に作動するか?		
	負荷離脱装置の作動不良/不十分なリセット	負荷離脱装置は正常に作動するか? 負荷離脱装置は正常にリセットされているか?		
救命設備備品	艀装品の紛失/有効期限切れ	救命艇の備品に期限切れ又は艀装品に紛失はないか?		
救命用の端艇乗艇装置	乗艇用はしごの劣化	乗艇用はしごに劣化はないか?		
	照明装置の損傷	照明装置及びケーブルに損傷はないか?		
救命艇の進水装置	ダビットの腐食衰耗/破孔	救命艇ダビットに腐食/衰耗はないか?		
	シーブの腐食衰耗	シーブ又はフックに腐食/衰耗はないか?		
膨張式救命いかだ	整備記録の失効	本船に有効な整備記録は備えてあるか?		
	不十分な積付け	救命いかだは適切に格納されているか?		
	自動浮揚いかたと水圧離脱装置(HRU)及びもやい索の固縛不備	救命いかだとHRUの接続及びもやい索は適切に固縛されているか?		
救命浮環	付属品の不具合	救命浮環(表示/つかみ綱/救命索)/反射テープに劣化はないか?		
	自己発煙信号/自己点火灯	自己発煙信号の有効期限/自己点火灯の作動に問題はないか?		

MARPOL-ANNEX I

(Checked by :)

項目	一般的な欠陥	チェック項目	状態	処置
油水分離装置	油水分離装置の作動不良	油水分離装置は正常に作動するか?		
	油水分離装置ケーシングの腐食・破孔	油水分離装置ケーシングに腐食・衰耗はないか?		
	油水分離装置排出ラインの腐食・衰耗	油水分離装置からの排出ラインに腐食・衰耗はないか?		
	油水分離装置排出ラインの油汚れ	油水分離装置からの排出ラインは整備作業が行われ、油記録簿へ正しく記載されているか?		
	バイパスラインの設置	油水分離装置排出ラインにバイパスラインは設けられているか?		
15ppm 警報装置	警報装置の作動不良	15ppm 警報装置は正常に作動するか?		
	自動排出停止装置の作動不良	15ppm 警報装置の自動排出停止装置は正常に作動するか?		
油濁防止緊急措置手引書	更新が未実施	沿岸国連絡先リストは更新されているか?		

推進機関及び補機関

(Checked by :)

項目	一般的な欠陥	チェック項目	状態	処置
機関室の汚れ	機関室に多量の油	機関室は汚れていないか?		
主機関/補機関	燃料油の漏れ	主機関/補機関及びパイプから燃料油、潤滑油の漏れはないか?		
補機関	運転準備が出来ていない	待機の補機関は運転準備が出来ているか?		

構造一般

(Checked by :)

項目	一般的な欠陥	チェック項目	状態	処置
梁、肋骨、実体肋版の腐食	倉内肋骨の腐食・衰耗	倉内肋骨、横桁に腐食・衰耗はないか?		
	バラスタタンク内の縦通肋骨、横桁の腐食・衰耗	バラスタタンク内の縦通肋骨、横桁に腐食・衰耗はないか?		
隔壁の腐食	隔壁の腐食/破孔	各区画の隔壁に腐食/破孔はないか?		

緊急体制

(Checked by :)

項目	一般的な欠陥	チェック項目	状態	処置
非常照明、電源、スイッチ	バッテリー/非常用発電機の作動不良	非常用発電機・バッテリーは正常に作動するか?		
	非常灯の故障	非常灯は正常に作動するか?		

Load Line

(Checked by :)

項目	一般的な欠陥	チェック項目	状態	処置
通風筒、空気管、ケーシング	通風筒、空気管の腐食衰耗/破孔	通風筒、空気管に腐食衰耗/破孔はないか?		
	空気管頭内フロート・閉鎖装置	空気管頭内フロート、閉鎖装置に損傷/固着はないか?		
ハッチカバー、ターポリン、ハッチコーミング	ハッチカバー、ハッチコーミングの腐食衰耗/破孔	ハッチカバー、ハッチコーミングに腐食衰耗/破孔はないか?		
	貨物固縛装置の不具合、紛失	貨物固縛装置に著しい腐食衰耗/損傷/紛失はないか?		
風雨密ドア	風雨密性の不具合	風雨密ドアは風雨密を保っているか?		
	ドア、パッキンの腐食衰耗/不具合	ドア、パッキンに腐食又は衰耗がないか?		
2種以上のLoad Line証書	2種類の有効なLL証書が本船に保管されている	使用されないLL証書が封印された封筒に保管され、船長により管理されているか?		

航海設備

(Checked by :)

項目	一般的な欠陥	チェック項目	状態	処置
航海設備	航海設備の不具合	航海設備は正常に作動するか?		
海図	海図のUpdate/改訂が未実施	最新の海図を備えているか?		
	予定している航海の海図が未搭載	予定している航海の海図を備えているか?		
航海用刊行物	航海用刊行物(潮汐表、灯台表、水路通報等)のUpdate/改訂が未実施	最新の航海用刊行物(潮汐表、灯台表、水路通報等)を備えているか?		
	航海用刊行物が未完了/紛失	最新の航海用刊行物の追補を備えているか?		
航海灯、形象物、音響物	航海灯の設置ミス	航海灯は図面通りに設置されているか?		
	昼間信号灯の不具合	昼間信号灯は正常に作動するか?		

通信設備

(Checked by :)

項目	一般的な欠陥	チェック項目	状態	処置
MF/HF 無線電話装置	装置の作動不良	MF/HF 無線電話装置は正常に作動するか?		
	GMDSS士官の理解不足	GMDSS士官は(機能テストを含む)GMDSS装置の操作に精通しているか?		
予備電源	バッテリーの低電圧	DC 電源は正常に作動するか?		

乗組員の資格・証明書

(Checked by :)

項目	一般的な欠陥	チェック項目	状態	処置
船籍国による裏書	STCW証書に船籍国による裏書なし	STCW証書に船籍国によって裏書されているか?		
船長及び士官の証明書	期限切れ証書の所持	全乗組員の証書は有効か?		
	証書の有効期限切れ	士官の証書は有効か?		

SOLAS に関するオペレーションの欠陥

(Checked by :)

項目	一般的な欠陥	チェック項目	状態	処置
船体放棄操練	船体放棄操練の失敗	船体放棄操練、教育、その他を実施したか?		
防火操練	防火操練の失敗	防火操練、教育、その他を実施したか?		
閉囲区域への立入り及び救助操練	閉囲区域への立入り及び救助操練の失敗	閉囲区域への立入り及び救助操練、教育その他を実施したか?		
汚染防止装置の操作	油水分離装置/焼却炉/汚水処理装置の操作に精通していない	油水分離装置/焼却炉/汚水処理装置の実演操作、教育その他を実施したか?		

チェックリスト III

(安全管理システム)

項目	チェックポイント	ISM コード	適合	
			可	不可
適合書類の写し	適合書類は本船に有効か？ - 船種 - 旗国 - 会社名 - 年次審査裏書は審査基準日の前後3ヶ月以内になっているか	13	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
方針	乗組員は、会社の安全及び環境保護の方針を、よく知っているか？	2.2	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
乗組員と訓練	本船は、STCW 条約 2011 年版及び旗国要件に従った免状、資格及び身体適性を有する者を配乗しているか？ (CHECKLIST I の 3. その他の証書を参照のこと)。	6.2	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	安全管理システムを擁護するために必要な船上訓練は、手順に従い実施されているか？	6.5	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	船上の情報連絡 多国籍船員が乗船している場合: 1. 船上使用言語は定められているか？ 2. 船長指示書・作業指示書は、乗組員の理解できる使用言語で明確に作成されているか？ 3. 全乗組員は、その職務実施に当って効果的コミュニケーションが取れているか？ 4. 安全管理システムに関わるポスター、プラカード、関連文書は船上使用言語又は乗組員の理解できる言語で書かれているか？	6.6 / 6/7	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
船内主要業務 [共通]	当直と休憩時間は要求通りに実施されているか？	7	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	全士官は担当職務に関する文書化された手順を熟知しているか？	7	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	船員は廃棄物の収集と廃棄の手順を熟知しているか？	7	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	閉囲区画への立入りなど、危険な状態を招くような船内作業についての特別な手順を関係者は熟知しているか？	7	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
[甲板部]	本船備付けの以下の機器について、全士官は精通しているか？ - 航海用計器類、世界海洋遭難安全システム(GMDSS)、 自動船舶識別装置(AIS)、船橋航海当直警報システム(BNWS) 電子海図情報表示装置(ECDIS)	7	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	海図及び航海用刊行物は、最新の航路情報(Notice to Mariners)に基づいて補正されているか？	7	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	航路計画は適切な大きさの海図によって策定されているか？	7	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
[機関部]	15ppm ビルジアラーム機能テストを円滑に実施できるか？	7	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	硫黄酸化物排出規制海域に対する燃料油/潤滑油切替手順及び補油手順を、機関士官は熟知しているか？	7	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
緊急事態 への準備	全乗組員は、招集場所における各自の任務を熟知しているか？	8.2	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	乗組員は、消火主管の遮断弁の場所を知っているか？	8.2	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	乗組員は、ボート操練に精通しているか？	8.2	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	緊急時連絡先は最新のものか？	8.3	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	乗組員は、救命艇/救助艇のエンジン起動ができるか？	8.2	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

	乗組員は、消防員装具の使用方法を含む防火に精通しているか?	8.2	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
不適合 事故	あらゆる不適合は、会社に報告されているか?	9.1	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	会社は、報告された不適合に対して是正処置を実施していたか?	9.2	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	直近のPSCで指摘された欠陥は、報告され、再発防止にため調査・解析されているか?	9.1/ 9.2	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	全ての不適合及び指摘事項の処置は適正に行われているか?			
保守管理 (ISM 欠陥の源)	(a) 船体構造と艙口蓋等 肋骨と肘板の腐食と破損、艙口蓋パッキンとクリートの衰耗、水密又は風雨密ドアの衰耗と変形、揚錨機/ウィンチブレーキライニングの擦切れ	10.2. 1	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(b) 機関室内の機器 油漏れ、壊れた圧力計、機能不良の汚水処理装置/非常用発電機、油水分離/15ppm アラーム装置機能不足、海水管/油水分離装置の腐食/破孔、作動不能の油タンク非常遮断弁	10.2. 1	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(c) 航法装置 機能不良の航海情報記録装置(VDR)、自動船舶識別装置(AIS)、音響測深器、レーダー、世界海洋遭難安全システム(GMDSS)、航海灯及び GMDSS 用非常用電源能力低下、VDR 年次整備の期限切れ又は記録の紛失	10.2. 1	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(d) 救命設備 救命艇 – 機関起動不能(含むバッテリー電圧低下)、艇体/艙装品の損傷、備品/付属品の紛失/期限切れ 進水装置 – 救命艇離脱装置、吊り索、吊り具及びダビットの状態不良。 救命ブイ、レーダー、自動応答装置等の保守不十分。	10.2. 1	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(e) 消火設備/装置 主/非常用消火ポンプ、防火ダンパー、消防員装具、消火栓、消火器の保守不十分、燃料油及び潤滑油漏れ等 防火扉自動閉鎖装置の固縛	10.2. 1	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	(f) 通風装置、空気抜き管 空気管縁材、空気管及び空気管頭の腐食又は破孔、空気管閉鎖装置の固着、腐食又は破損による作動不良又は作動不能	10.2. 1	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
文書管理	有効な文書が本船上に備えられているか (証書類、検査記録、SOLAS、MARPOL、STCW 他)	11.2	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	廃棄文書は、作業場所から取除かれているか?	11.2	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	安全管理マニュアルが、2ヶ国語で供給されている場合、両言語共同時に更新されているか?	11.2	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
見直し 再検証	特別な場合を除き、本船の内部監査は、陸上要員により、12ヶ月を超えない間隔で実施されているか?	12.1	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
外部監査/寄港国 検査/旗国検査	外部監査の記録は本船上に備えられているか? 不適合がある場合、是正処置はタイムリーに実施されているか?	9.2	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

チェックリスト IV

(ISPS 関連)

	入港前の確認項目	関連規則	結果	
			良好	非該当
証書および図書				
	最新版の ISPS Code		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	有効な ISSC (または Interim ISSC)	XI-2/9.2.1.1	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	承認された SSP (改訂があればその最新版)	A/9.1	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	現在の船上の保安レベル、および次港の保安レベル	XI-2/9.2.1.2	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	本船の保安確保に責任を持つ CSO を示す書類	A/11.1	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	本船の保安活動に責任を持つ CSO により指名された SSO を示す書類	A/12.1	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	SSO の技能証明書	STCW VI/5	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	保安意識訓練または指定された保安任務を行う船員のための保安訓練の技能証明書	STCW VI/6	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	次港の港湾当局との 保安宣言書 (もしあれば)	A/5	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
記録				
	全ての記録が船内の作業言語で作成・保管されていること。 作業言語が、英語・フランス語・スペイン語でない場合、これらのうちの1つへの翻訳を含めること。	A/10.2	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	船上訓練の記録	A/10.1.1	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	3 か月以内に実施された操練の記録	A/10.1.1	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	一度に 25% 以上の船員が交代した後の一週間以内の操練の記録 (もしあれば)	B/13.6	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	18 か月以内に行われた演習の記録 (実施されていない年がないこと)	A/10.1.1	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	保安レベル変更の記録 (もしあれば)	A/10.1.4	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	船舶の保安に直接関連のある通信の記録 (もしあれば)	A/10.1.5	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	前回実施された内部監査の記録	A/10.1.6	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	船舶保安評価の定期的見直しの記録	A/10.1.7	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	SSP の定期的見直しの記録	A/10.1.8	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	SSAS の保守および校正の記録	A/10.1.10	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	SSAS 発信テストの記録	A/10.1.10	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	SOLAS XI-2/9.2.1 に記載される、過去 10 港分の保安に関する情報	XI-2/9.2.3	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

	入港前の確認項目	関連規則	結果	
			良好	非該当
乗組員の習熟度				
	本船のCSOが誰であるか？	A/11.1	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	本船のSSOが誰であるか？	A/12.1	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	入港中、指定されるアクセスポイントがどこであるか？	B/9	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	指名された乗組員は、どのように全ての訪船者(ステバドアを含む)を管理し、記録を残すか？		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	指名された乗組員は、どの程度の割合で訪船者の携行品を確認し、記録を残すか？		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	本船の制限区域はどこか？		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	本船の制限区域をどのように管理するのか？		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	指名された乗組員は、いつ(どの程度の頻度で)甲板上および船の周囲を見回りするのか？		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	積み込まれる貨物、船用品、予備品などをどのように管理するのか？		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	携行品を確認してはならない訪船者はいるか？		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	密航者の捜索は、いつ・どのように実施するのか？		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

チェックリスト V
(MLC,2006 関連)

	チェック項目	要件 (MLC,2006)	チェック	備考
1	最低年齢 (第 1.1 規則)			乗船時チェック
1	船員の年齢は16歳以上若しくはDMLC Part II で規定している年齢以上 (いずれか高い方) である。	A1.1.1	<input type="checkbox"/>	
2	健康証明書 (第 1.2 規則)			乗船時チェック
1	健康証明書には以下の情報が含まれている (健康証明書の書式において要求されている場合)	A1.2.1	<input type="checkbox"/>	
-a	氏名	-	<input type="checkbox"/>	
-b	生年月日	-	<input type="checkbox"/>	
-c	受検日	-	<input type="checkbox"/>	
-d	正式に資格を有する医師及び又は視覚の証明に関しては権限のある機関によって発行を認められた者の名前、住所、連絡情報及び又は正式な押印	-	<input type="checkbox"/>	
-e	正式に資格を有する医師又は視覚に関する証明については権限のある機関によって認められた者の署名	-	<input type="checkbox"/>	
-f	職位/職務: (甲板、機関、その他特定されること)	-	<input type="checkbox"/>	
2	健康証明書の受検日は当該船員が船上で仕事に従事する日より前である。	A1.2.1	<input type="checkbox"/>	
3	健康証明書には視力、聴力(該当する場合は色神)が満足するものである旨の記載がある。	A1.2.6a	<input type="checkbox"/>	
4	健康証明書には以下のことが明記されている。	A1.2.1 A1.2.6b	<input type="checkbox"/>	
-a	当該船員は船上で従事する職務を行うために医学的に適している。	-	<input type="checkbox"/>	
-b	当該船員の健康状態が、海上勤務によって悪化する恐れがあり若しくはその船員を海上勤務に適さないようにする恐れのあるもの又は船内の他の者の健康に害を及ぼすものになっていない。	-	<input type="checkbox"/>	
5	健康証明書は有効(有効期限切れでない)である。 もし航海中に有効期限が切れた場合、その期限切れの期間は3ヶ月未満である。	A1.2.7a, A1.2.7b A1.2.8a, A1.2.8b A1.2.9	<input type="checkbox"/>	入港前チェック
6	有効な健康証明書を持たない船員が船上で仕事に従事する場合(緊急の場合)、権限のある機関より当該労働に従事する許可を得ている。	A1.2.8	<input type="checkbox"/>	
7	健康証明書は英語で記載されている。(国際航海の場合)	A1.2.10	<input type="checkbox"/>	
3	船員の資格(第 1.3 規則)			乗船時チェック
1	全ての船員は要求される有効な証明書、資格及び訓練の証明を保有している。	R.1.3.1 R.1.3.3	<input type="checkbox"/>	

チェックリスト V
(MLC,2006 関連)

	チェック項目	要件 (MLC,2006)	チェック	備考
4	船員の雇用契約(第 2.1 規則)			乗船時チェック
1	全ての船員の有効な船員の雇用契約の写しが船上で利用できる。	A5.1.5.4	<input type="checkbox"/>	
3	全ての船員は雇用の記録を含んだ文書を保有している(船員の勤務の成績や賃金に関する事項を含まない船員手帳等)	A2.1.1e A2.1.3	<input type="checkbox"/>	
5	船員の雇用契約の標準書式の写しが船上で利用できる。	A2.1.2a	<input type="checkbox"/>	
6	船員の雇用契約書は英語によって書かれているかそうでない場合は英語の訳文が付されている。(国際航海に従事する船舶)	A2.1.2a	<input type="checkbox"/>	
7	船員は要求される以下の内容をすべて含んだ完全な雇用契約書を保有している。	A2.1.4		
-a	船員の詳細:氏名、生年月日又は年齢及び出生地	A2.1.4a	<input type="checkbox"/>	
-b	船舶所有者名および住所	A2.1.4b	<input type="checkbox"/>	
-c	当該雇用契約の効力が発生する日及び場所	A2.1.4c	<input type="checkbox"/>	
-d	船員の従事する職務	A2.1.4d	<input type="checkbox"/>	
-e	船員の賃金の額又は適用可能な場合には賃金を計算するために用いられる方法	A2.1.4e	<input type="checkbox"/>	
-f	有給休暇の日数又は適用可能な場合には日数を計算するために用いられる方法	A2.1.4f	<input type="checkbox"/>	
-g	雇用契約の終了の条件、当該条件には最低予告期間を含む(但し当該予告期間は7日より短くてはならない)	A2.1.4g A2.1.5 A2.1.6	<input type="checkbox"/>	
-h	船舶所有者より与えられる健康の保護及び社会保障による保護に関する給付	A2.1.4h	<input type="checkbox"/>	
-i	船員の送還の権利	A2.1.4i A2.5.2	<input type="checkbox"/>	
-j	適用可能な場合、団体交渉協約に対する言及	A2.1.4j	<input type="checkbox"/>	
5	免許を交付された又は証明された又は規制に適合した民間の募集及び紹介機関の利用(第 1.4 規則)			乗船時チェック
1	当該民間の募集及び紹介機関が条約批准国にある場合、当該国によって発行された免許証又は証明書などの文書での証拠がある。	R1.4.2 A1.4.2 A1.4.6	<input type="checkbox"/>	
2	当該民間の募集及び紹介機関が条約未批准国にある場合、船舶所有者が当該民間の募集及び紹介機関が当該条約の関連する要件に適合して運営されていることを実行可能な限り検証したことを示す文書(第三者機関又は関連する旗国が発行した証明書又は船舶所有者による内部監査報告書等)がある。	R1.4.3 A1.4.9	<input type="checkbox"/>	
6	労働時間及び休息时间(第 2.3 規則)			定期的チェック
1	毎日の労働時間又は休息時間の記録の写しがすべての船員に提供されている。	A2.3.12	<input type="checkbox"/>	
2	毎日の労働時間又は休息時間の記録の写しは船長又は船長により権限を与えられた者及び関連する船員によって適切に承認されている。	A2.3.12	<input type="checkbox"/>	
8	居住設備(第 3.1 規則)			定期的チェック

チェックリスト V
(MLC,2006 関連)

	チェック項目	要件 (MLC,2006)	チェック	備考
1	船員の居住設備の検査は船長又は指名された職員によって適切な間隔で実施されている。当該検査記録は適切に維持されている。	A3.1.18	<input type="checkbox"/>	
9	船上の娯楽設備(第 3.1 規則)			定期的チェック
1	娯楽設備の検査は船長又は指名された職員によって適切な間隔で実施されている。当該検査記録は適切に維持されている。	A3.1.18	<input type="checkbox"/>	
10	食糧及び供食(第 3.2 規則)			定期的チェック
1	以下の検査は船長又は船長の権限の元によって適切な間隔で実施されている。	A3.2.7		
-a	食糧及び飲料水の供給	A3.2.7	<input type="checkbox"/>	
-b	食糧及び飲料水の貯蔵及び取り扱いのために使用される全ての設備及び場所	A3.2.7	<input type="checkbox"/>	
-c	食事を準備及び提供するための厨房及びその他の設備	A3.2.7	<input type="checkbox"/>	
2	当該検査記録は適切に維持されている。	A3.2.7	<input type="checkbox"/>	
11	健康、安全及び災害防止(第 4.3 規則)			定期的チェック
1	生活、労働及び訓練の環境は安全で衛生的に維持されている。	R4.3.1	<input type="checkbox"/>	
2	船員は職業上の健康及び安全に関する(会社)方針及び計画について知らされている。	A4.3.1a	<input type="checkbox"/>	
3	妥当な予防措置が適切に維持されている。	A4.3.1b	<input type="checkbox"/>	
4	18歳未満の船員に対する特別な健康及び安全の保護のための措置が適切にとられている。	A4.3.2b	<input type="checkbox"/>	
5	船舶の安全のための委員会が適切な間隔で実施されている。(5人以上の船員が乗り組んでいる場合)	A4.3.2c A4.3.2d	<input type="checkbox"/>	
6	実施された船舶の安全のための委員会の議事録が取られている。	A4.3.2c A4.3.2d	<input type="checkbox"/>	
7	船舶の安全のための委員会及び安全検査によって取り上げられた事項は適時に対処されている。	A4.3.2c A4.3.2d	<input type="checkbox"/>	
8	船上における職業上の事故、負傷及び疾病は十分に調査され報告されている。	A4.3.5	<input type="checkbox"/>	
9	船上における特定の危険に関する情報は掲示、通知、及びパンフレット及び訓練ビデオの提供などによりすべての船員に注意喚起されている。	A4.3.7	<input type="checkbox"/>	
12	船内医療(第 4.1 規則)			定期的チェック
1	船員は船内及び外国の港で医療及び健康の保護を無料で提供される。	A4.1.1.d	<input type="checkbox"/>	
2	医療箱、医療機器及び医療手引書は適切に維持されている。	A4.1.4.a	<input type="checkbox"/>	
13	船内における苦情処理手続き(第 5.1.5 規則)			乗船時チェック
1	全ての船員は船内苦情処理手続きの写しが与えられている。All seafarers are given a copy of the onboard complaints procedures.	A5.1.5.4	<input type="checkbox"/>	
14	賃金の支払い(第 2.2 規則)			定期的チェック

チェックリスト V
(MLC,2006 関連)

	チェック項目	要件 (MLC,2006)	チェック	備考
1	全ての船員はその船員の雇用契約に従って1か月を超えない間隔で賃金を全額受け取っている。	R.2.2.1 A2.2.1	<input type="checkbox"/>	
2	全ての船員は1か月の賃金の支払明細書(賃金及びすべての追加の支払いを含む)が与えられている及び適用される為替換算率が使用されている。	A2.2.2	<input type="checkbox"/>	
3	全ての船員は船舶所有者より所得の全て又は一部を家族又は被扶養者又は法定受給者に送金するための手段が与えられている。	A2.2.3 A2.2.4	<input type="checkbox"/>	
4	送金にかかる料金及び通貨の為替換算率は DMLC Part I に規定された旗国の要件に従っている。	A2.2.5	<input type="checkbox"/>	

付録

(典型的な不具合例の写真)

1. 機械式通風筒

機械式通風筒は、作動状態、内外部が良好であることを適切に維持する必要があります。主なチェックポイントは次の通りです。

(1) 通風筒の腐食及び衰耗

チェック方法: 目視検査及びハンマリング
チェック項目: 通風筒ケーシングに著しい腐食及び衰耗がないか？
修理: 著しく劣化した通風装置のケーシングは新替えること。
(ダブリングプレート及びテープによる修理は認められない)



腐食衰耗により破孔した通風筒カバー



腐食衰耗した通風筒カバー



腐食衰耗により破孔した通風筒カバー



破孔個所のテープによる不適切な捕修

(2) 防火ダンパーの衰耗及び破孔

- チェック方法: 防火ダンパーの作動テスト
開放検査
- チェック項目: ダンパーフラップの作動音は正常か？
防火ダンパーに著しい衰耗及び破孔がないか？
- 修理: 衰耗した防火ダンパーは新替えること。



衰耗により破孔した防火ダンパーフラップ



修理後の状態

(3) 防火ダンパーの”開閉 (Open-Shut)”表示及び作動状態

- チェック方法: 目視検査
防火ダンパーの作動テスト
- チェック項目: ”開閉 (Open-Shut)”が鮮明に表示されているか？
内部ダンパーは正常に作動しているか？
- 修理: ”開閉 (Open-Shut)”を鮮明に表示すること。
作動不良のハンドルはグリスアップすること。



防火ダンパーの“開閉”の表示がない



適正な状態 (“開閉”表示あり)

2. 空気管及び通風筒

空気管及び自然通風装置は、作動状態、内外部が良好であることを適切に維持する必要があります。主なチェックポイントは次の通りです。

(1) 空気管の腐食及び衰耗

チェック方法: 目視検査及びハンマリング
開放検査

チェック項目: 空気管及び空気管頭に著しい腐食及び衰耗がないか？

修理: 著しく劣化した空気管及び空気管頭は新替えること。
(部分的な修理は認められない)



腐食衰耗により破孔した空気管頭



破孔個所のパテ（デブコン）による不適切な補修



腐食衰耗した空気管頭内部



腐食衰耗した空気管

(2) 空気管頭内ディスクフロートの破損及び固着

チェック方法:

開放検査

チェック項目:

空気管頭内ディスクフロートに破損及び固着がないか？

修理:

破損したフロートは新替えすること。

固着したフロートは調整すること。



著しく損傷したディスクフロート

(3) 通風筒の腐食及び衰耗

チェック方法:

目視検査及びハンマリング

チェック項目:

通風装置に著しい腐食及び衰耗がないか？

修理:

著しく劣化した通風装置は新替えすること。



破孔個所のテープによる
不適切な補修



腐食衰耗したグースネックタイプ通風筒

(4) ボルト及びナットの欠落

チェック方法:

目視検査

チェック項目:

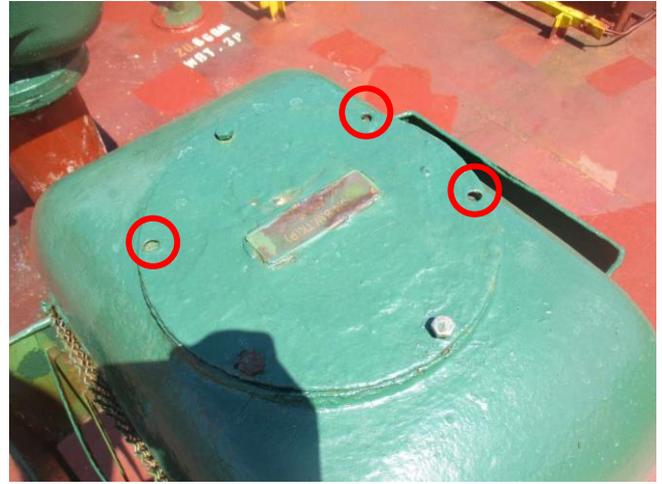
ボルト及びナットの欠落がないか？

修理:

欠落したボルト及びナットを取り付けること。



閉鎖装置固定用バタフライナットの欠落



点検用カバー固定用ボルトの欠落

3. 居住区ドア

居住区ドアは、作動状態が良好であることを適切に維持する必要があります。
主なチェックポイントは次の通りです。

(1) 居住区外部ドアの腐食及び衰耗（風雨密ドア以外）

チェック方法: 目視検査
チェック項目: ドア及びドアフレームに著しい腐食及び衰耗がないか？
修理: 腐食衰耗したドア及びドアフレームは新替えること。
 (ダブリングプレート及びテープによる修理は認められない)



腐食衰耗したドア及びドアフレーム



腐食衰耗したドアフレーム

(2) 不適切な状態の居住区内ドア

チェック方法: 目視検査
チェック項目: 自動閉鎖が要求されるドアに開放し用フックが取り付けられていないか？
修理: 開放し用フックは取り除くこと。



自動閉鎖が要求されるドアには開放し用フックは認められない!

4. ライフボート及びライフボートダビット

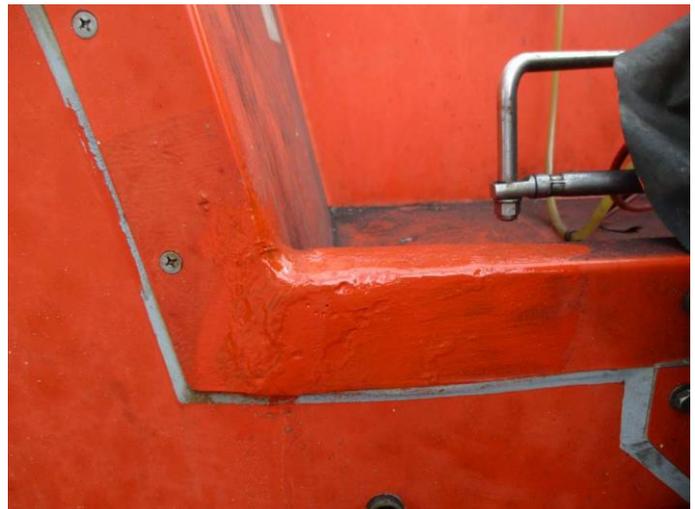
艀装品を含むライフボート及びライフボートダビットは、状態が良好であることを適切に維持する必要があります。主なチェックポイントは次の通りです。

(1) ライフボート船殻の損傷及び腐食

チェック方法: 目視検査
チェック項目: ライフボート船殻に著しい損傷及び劣化がないか？
修理: 著しく劣化したライフボートは承認された業者の指示に従って修理又は新替えること。



著しく損傷したライフボート船殻



修理後の状態

(2) ライフボートウィンドウの損傷

チェック方法: 目視検査
チェック項目: ウィンドウに著しい劣化、スクラッチ、クラックがないか？
修理: 著しく損傷したウィンドウは承認された業者の指示に従って修理又は新替えること。



視界の悪い窓



ヘアークラック

(3) ライフボート安全ベルト及びシートの損傷

チェック方法: 目視検査

チェック項目: 安全ベルト及びシートに著しい損傷がないか？

修理: 損傷した安全ベルト及びシートは承認された業者の指示に従って修理又は新替えること。



著しく損傷した安全ベルト



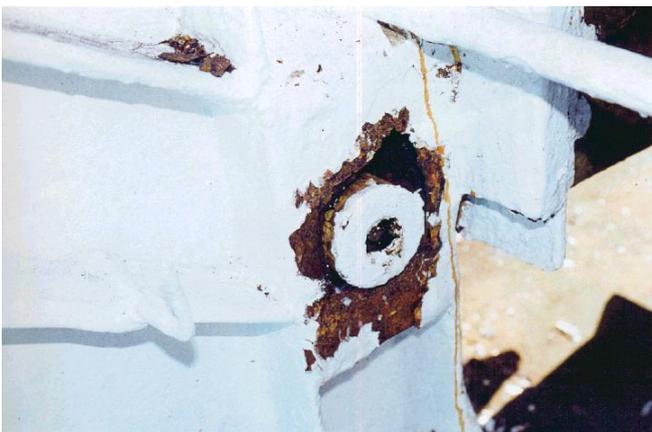
著しく損傷したライフボートシート

(4) ライフボートダビットの腐食

チェック方法: 目視検査及びハンマリング

チェック項目: ライフボートダビットに著しい腐食がないか？

修理: 著しく腐食したライフボートダビットは承認された業者の指示に従って修理又は新替えること。



腐食衰耗したハウジング



腐食衰耗したダビットウィンチ

(5) シーブ及びフックの衰耗

チェック方法:

目視検査及びハンマリング

チェック項目:

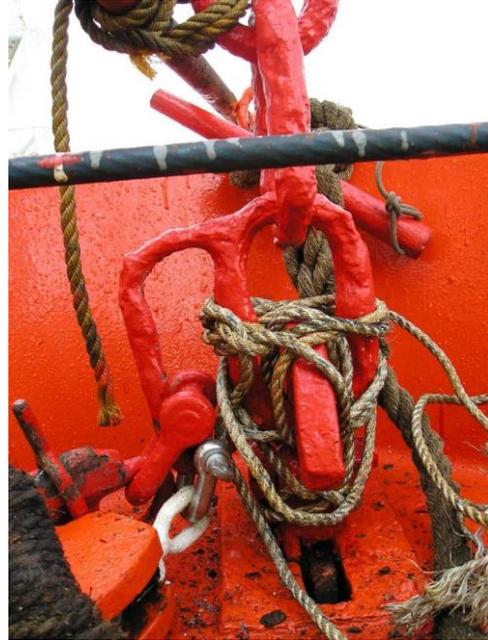
シーブ又はフックに腐食衰耗がないか？

修理:

腐食衰耗したシーブ及びフックは承認された業者の指示に従って修理又は新替えること。



腐食衰耗したポートフォールブロック



腐食衰耗したフックとリング

(6) 固着した負荷離脱装置

チェック方法:

目視検査

チェック項目:

負荷離脱装置に固着がないか？

修理:

固着原因となっている過度なペイントは取り除くこと。



側面から
見た状態



過度なペイントにより固着した状態の負荷離脱装置

(7) 負荷離脱装置の不適切なリセット

チェック方法:

目視検査

チェック項目:

負荷離脱装置は適切にリセットされているか？

ターンバックル及びリリースケーブルは真直ぐな状態にあるか？

ターンバックルの両端はそれぞれの方向を向いているか？

リリースケーブルに損傷はないか？

修理:

不適切にリセットされた負荷離脱装置はメーカーのマニュアルに従って是正を行うこと。



不十分なリセット状態



正常なリセット状態



正しい状態にないターンバックル



正常な状態のターンバックル



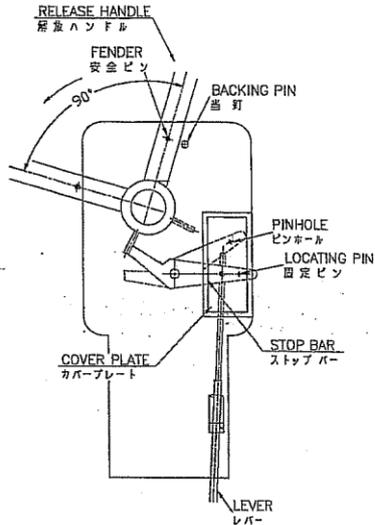
ブラケットの曲損にともなうケーブルの損傷



不十分なリセット状態のストッパー



正常な状態



不十分なリセット状態のレバー



正常な状態



リリースケーブルの損傷

(8) 艙装品の損傷及び欠落

チェック方法: 目視検査
チェック項目: 艙装品に著しい損傷及び欠落がないか？
修理: 損傷した艙装品は新替えすること。
新しい艙装品を備えること。



著しく損傷した漕ぎ座



著しく損傷したオール



曲がって劣化したビルジポンプ用ホース



破れた天幕

5. 救命浮環

救命浮環は、状態が良好であることを適切に維持する必要があります。主なチェックポイントは次の通りです。

<u>チェック方法:</u>	目視検査
<u>チェック項目:</u>	救命浮環に著しい損傷がないか？ マーキングが薄れてないか、消えてないか？
<u>修理:</u>	著しく損傷した救命浮環は新替えること。 マーキングは適切にペイントすること。



著しく損傷した救命浮環



消えかかっているマーキング

6. ハンドレール

ハンドレールは、状態が良好であることを適切に維持する必要があります。主なチェックポイントは次の通りです。

<u>チェック方法:</u>	目視検査
<u>チェック項目:</u>	ハンドレールに著しい損傷がないか？
<u>修理:</u>	著しく損傷したハンドレールは修理すること。



著しく損傷したハンドレール

7. 油水分離器

油水分離器及び15ppm警報は、作動テストを実施し作動状態が良好である必要があります。主なチェックポイントは次の通りです。

(1) サンプルテスト

チェック方法: 油水分離器のテストコック及び油分濃度計の排出口からの処理水をカップで受ける、定期的なサンプリングテスト
チェック項目: サンプル水に油の痕跡が見えないか？
是正: 油水分離機、排出管を清掃すること。



油の混じったサンプル水



クリーンサンプル水(フラッシング後)



油の付着が見られる
油水分離器



クリーニング後



油の溜まった排出管



クリーニング後



油を含んだコアレスサー



クリーニング後

(2) 違法配管

チェック方法:

目視検査

チェック項目:

油水分離器にバイパスラインが設けられていないか?

是正:

バイパスラインを撤去のこと。



船外排出ラインへ導けるように
違法に改造された配管



正常の状態に復旧された配管

8. 機関室の保守

機関室は、状態が良好であることを適切に維持する必要があります。主なチェックポイントは次の通りです。

チェック方法:

目視検査

チェック項目:

パイプ及び機器の何れにも不具合がないか？

油及び廃棄物が機関室にないか？

是正:

パイプ及び機器は適切に保守すること。

油及び廃棄物は取り除き、機関室をきれいに保つこと。



二重化が要求される高圧燃料油管の部分的なジャケットの欠落



油の付着した機関室床面



テープによる不適切な補修



ラバーパッチによる不適切な補修



機関室に放置された
油の混じったビルジで満たされたバケツ



主機関からの油漏れ

9. 照明器具

照明器具は、状態が良好であることを適切に維持する必要があります。主なチェックポイントは次の通りです。

チェック方法:

目視検査

チェック項目:

照明器具の著しい損傷及び欠落がないか？

修理:

著しい損傷及び欠落した照明器具は新替えること。



機関室内のガードが欠落した照明器具

10. 船側はしご及び水先人用はしご

船側はしご及び水先人用はしごは、状態が良好であることを適切に維持する必要があります。主なチェックポイントは次の通りです。

チェック方法:

目視検査

チェック項目:

サイドロープ及びステップに著しい損傷はないか？

ボルト及びナットの欠落はないか？

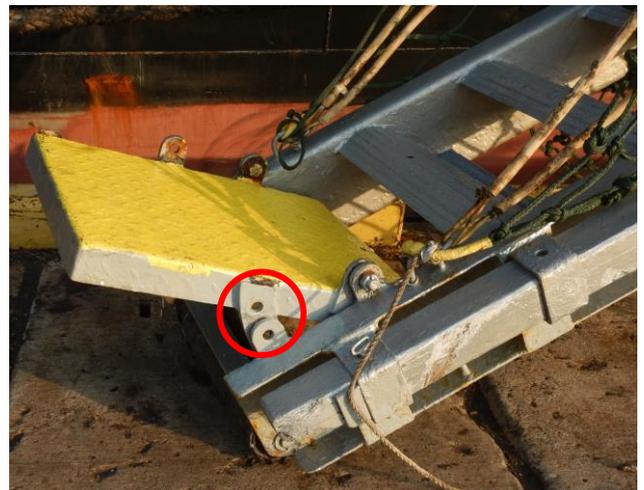
修理:

著しく損傷した船側はしご及び水先人用はしごは修理又は新替えすること。

新しいボルト及びナットを供えること。



劣化したステップ



ボルト及びナットの欠落



衰耗したロープ

11. 喫水線及び満載喫水線

喫水線及び満載喫水線は、状態が良好であることを適切に維持する必要があります。主なチェックポイントは次の通りです。

チェック方法: 目視検査
チェック項目: 薄れているマーキングや不適切なマーキングはないか？
是正: 喫水線及び満載喫水線は適切にペイントすること。



消えかかっている喫水線及び満載喫水線



二重にペイントされた満載喫水線
(認められない)

12. 貨物倉口及び小倉口

貨物倉口及び小倉口は風雨密を十分に確保する必要があります。主なチェックポイントは次の通りです。

(1) 貨物倉口及び小倉口の腐食及び衰耗

<u>チェック方法:</u>	目視検査及びハンマリング
<u>チェック項目:</u>	貨物倉口及び小倉口に著しい腐食及び衰耗がないか？
<u>修理:</u>	著しい腐食及び衰耗した貨物倉口及び小倉口は新替えること。



腐食衰耗によりシャープエッジ状態の小倉口コーミング



腐食衰耗により破孔した小倉口蓋



著しい腐食状態の貨物倉口蓋

(2) 締め付け用ナット及び装置の欠落

チェック方法:

目視検査

チェック項目:

欠落したナット及び締め付け装置がないか？

修理:

欠落したボルト及び締め付け装置を取り付けること。



小倉口蓋締め付けナットの欠落



小倉口蓋締め付けナット及び締め付け装置の欠落

(3) ラバーパッキンの劣化及びクラック

チェック方法:

目視検査

チェック項目:

ラバーパッキンに劣化、クラック及び欠落がないか？

修理:

劣化、クラック及び欠落のあるラバーパッキンは新替えること。



ラバーパッキンの欠落



劣化してクラックのあるラバーパッキン

(4) 貨物倉口蓋締め付け装置の損傷及び衰耗

- チェック方法: 目視検査
チェック項目: 締め付け装置に著しい損傷及び推耗がないか？
締め付け装置に欠落がないか？
修理: 著しい損傷、衰耗及び欠落した締め付け装置を新替え/取り付けすること。



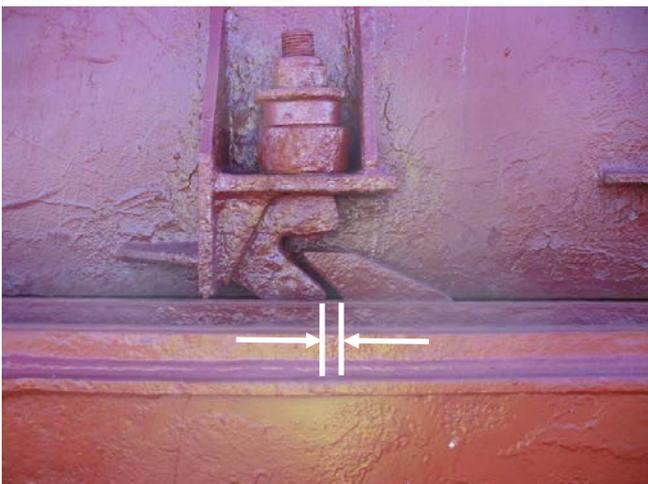
腐食衰耗した貨物倉口蓋用締め付け装置



修理後の状態

(5) 貨物倉口蓋クリートの過度なギャップ

- チェック方法: 目視検査
チェック項目: 貨物倉口蓋クリートに過度なギャップがないか？
是正: メーカー仕様説明書に従ってギャップを調整すること。



貨物倉口蓋サイドクリートの過度なギャップ



貨物倉口蓋クリートの過度なギャップ

13. 防火構造

防火構造は、状態が良好であることを適切に維持する必要があります。主なチェックポイントは次の通りです。

<u>チェック方法:</u>	目視検査
<u>チェック項目:</u>	防火材に著しい損傷及び欠落はないか？ 隔壁/甲板に穴はないか？
<u>是正:</u>	著しく損傷した防火材を張り替えること。 穴は塞ぎ防火材を施工すること。



著しく損傷した A-60 防火材



A-60 隔壁の穴

14. 火災探知器

火災探知器は、状態が良好であることを適切に維持する必要があります。主なチェックポイントは次の通りです。

<u>チェック方法:</u>	目視検査
<u>チェック項目:</u>	火災探知器に著しい損傷はないか？ 試験器具は装備しているか？
<u>是正:</u>	著しく損傷した火災探知機は新替えること。 試験器具を備えること。



損傷した火災探知器



不適切な試験方法

15. 非常消火ポンプ

非常用消火ポンプは定期的に圧力テストを行い、乗組員の非常用消防ポンプ操作の習熟を図る必要があります。主なチェックポイントは次の通りです。

(1) 不十分な操作

チェック方法:

チェック項目:

非常用消火ポンプの定期的な効力テスト

吐出圧力は正常か？

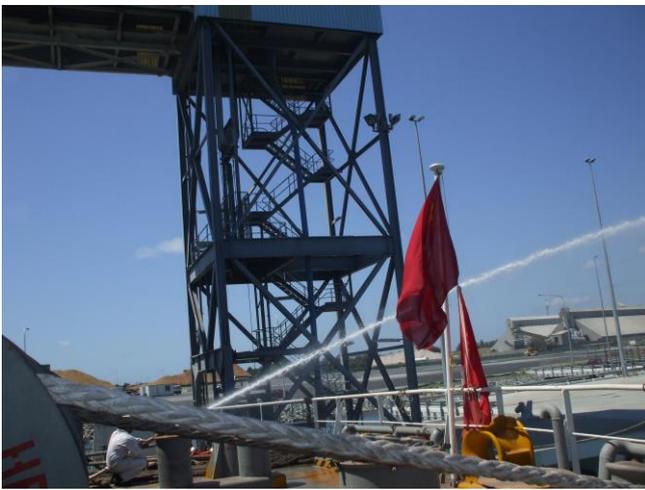
消火栓における要求圧力:

総トン数 6,000 トン以上: 0.27 N/mm²

総トン数 6,000 トン未満: 0.25 N/mm²

修理:

バキュームポンプを含む不完全な状態の非常用消火ポンプは修理すること。



非常用消火ポンプによる射水テスト



適正な吸・吐出圧力



非常用消火ポンプ

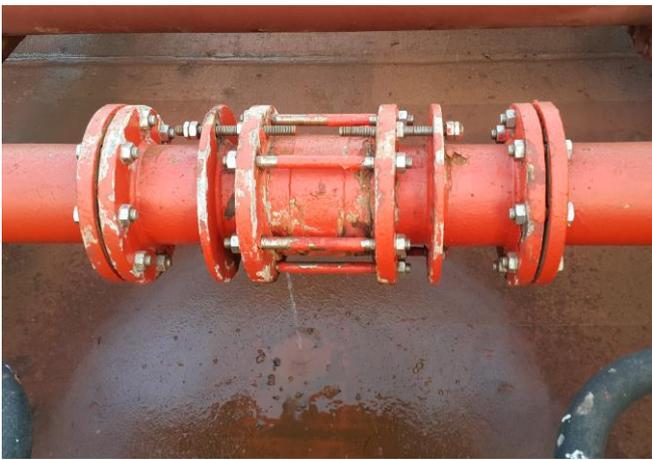


バキュームポンプ

16. 消火ライン

消火ラインは、状態が良好であることを適切に維持する必要があります。主なチェックポイントは次の通りです。

チェック方法: 目視検査及びハンマリング
チェック項目: 消火ラインに著しい腐食、衰耗、漏水がないか？
修理: 著しい腐食及び衰耗破孔の消火ラインは新替えること。
(ダブリングプレート及びテープによる修理は認められない)



消火ラインからの漏水



適切な布きれによる仮修理例

17. 消火ホース及び消火栓

消火ホース及び消火栓は、状態が良好であることを適切に維持する必要があります。主なチェックポイントは次の通りです。

(1) ノズル及びカップリングの欠落

<u>チェック方法:</u>	目視検査
<u>チェック項目:</u>	ノズル及びカップリングの欠落はないか？
<u>是正:</u>	ノズル及びカップリングを備えること。



ノズルの欠落



カップリングの欠落

(2) 消火ホースの長さ

<u>チェック方法:</u>	目視検査
<u>チェック項目:</u>	消火ホースの長さは適切か？
<u>是正:</u>	適切な長さの消火ホースに新替えること。



機関室に備える消火ホースの長さは 15m 以下とすること。

(3) 消火ホースの損傷

チェック方法: 目視検査及び射水試験
チェック項目: 消火ホースからの漏水はないか？
是正: 損傷した消火ホースは新替えること。



損傷した消火ホース

18. IMO シンボル

IMO シンボルは、状態が良好であることを適切に維持する必要があります。主なチェックポイントは次の通りです。

チェック方法: 目視検査
チェック項目: IMO シンボルは著しい損傷及び欠落していないか？
是正: 著しく損傷した IMO シンボルは新替えること。
IMO シンボルを備えること。



劣化した IMO シンボル



剥がれている IMO シンボル

19. 航海灯

航海灯は、状態が良好であることを適切に維持する必要があります。主なチェックポイントは次の通りです。

チェック方法:

チェック項目:

修理:

目視検査

航海灯は損傷していないか？

著しく損傷した航海灯は新替えること。



損傷した航海灯

20. MF/HF 無線設備

MF/HF 無線設備は AC 及び DC 電源を使用して作動テストを行い良好な作動状態であり、GMDSS 士官は、MH/HF 無線設備の操作に習熟する必要があります。
主なチェックポイントは次の通りです。

(1) MH/HF 無線設備の作動不良

チェック方法: AC 及び DC 電源による作動テスト
チェック項目: MF/HF 無線設備の作動は正常か？
GMDSS 士官は AC から DC 電源に切り替えできるか？
電界液の比重、液量、ターミナル電圧は十分か？
修理: 作動不良の MF/HF 無線設備は修理すること
無線技術者を必要な場合には手配すること。



GMDSS 通信コンソール



無線設備の予備バッテリー



無線設備のスイッチパネル



AC 及び DC 電源スイッチ

21. 係留設備

係留設備は、状態が良好であることを適切に維持する必要があります。主なチェックポイントは次の通りです。

<u>チェック方法:</u>	目視検査
<u>チェック項目:</u>	係船索は劣化していないか？
<u>是正:</u>	劣化した係船索は新替えること。



劣化した係船索

22. 廃物管理

船員は廃物管理に習熟する必要があります。主なチェックポイントは次のとおりです。

<u>チェック方法:</u>	目視検査
<u>チェック項目:</u>	廃物は適切に管理されているか？
<u>是正:</u>	廃物は適切に管理すること。



ロープストアに放棄された廃物



廃物により阻害された通風装置

